

目 次

	ページ
I 平成 30 年標本改正の概要.....	1
1 基本的な方針	1
2 「二人以上の世帯」の抽出における平成 30 年標本改正の詳細.....	1
II 母集団、層化及び抽出方法.....	5
1 概要	5
2 母集団	5
(1) 母集団の定義.....	5
(2) 地方区分	6
(3) 調査対象世帯数.....	6
3 市町村の層化	10
(1) 層数の配分	10
(2) 層化の方法	12
4 調査市町村の抽出.....	13
(1) 二人以上の世帯及び単身世帯の一般単位区における調査市町村の抽出.....	13
(2) 単身世帯の寮・寄宿舍単位区における調査市の抽出.....	13
5 調査世帯数の配分.....	14
(1) 結果利用上の観点.....	14
(2) 実査上の対応.....	14
6 調査単位区の抽出（一般単位区）.....	17
(1) ブロックの設定と抽出.....	17
(2) クラスターの設定.....	17
(3) 調査単位区の抽出.....	18
7 調査世帯の抽出.....	18
(1) 抽出世帯数	18
(2) 調査対象世帯から除外する世帯.....	19
(3) 最初に抽出された世帯に調査を引き受けてもらえなかったときの措置.....	19

III	調査世帯、調査単位区及び市町村の交替.....	20
1	概要	20
2	調査期間の終了による調査世帯の交替.....	20
	(1) 定期交替	20
	(2) その他の交替.....	20
3	調査単位区の交替.....	20
	(1) 交替のローテーション.....	20
	(2) 交替の方法	22
4	調査市町村の交替.....	23
IV	平均値及び標本誤差の推定方法.....	24
1	二人以上の世帯.....	24
2	単身世帯	30
	(1) 四半期平均（調整係数を用いない）	30
	(2) 年平均（調整係数を用いる）	34
別表 1	地方・都市階級、層別市町村一覧	42
別表 2	調査市町村別調査世帯数及び調整係数（二人以上の世帯）.....	52
別表 3	単位区区分、地方・都市階級別調査世帯数及び調整係数（単身世帯）.....	54

I 平成 30 年標本改正の概要

1 基本的な方針

平成30年標本改正では、母集団情報を直近の平成27年国勢調査に基づいたものとする。また、基本的な標本設計については以下のとおりとし、平成25年標本改正から変更しない。

(1) 「二人以上の世帯」における調査世帯の選定は、市町村を地方、都市階級、産業的特色、世帯主の年齢構成などにより層化して抽出した後、単位区、世帯を抽出する層化3段抽出法を用いる。

ア 全国の層数及び調査世帯数は、以下のとおりとし、各層から1市町村を抽出する。

○ 層数：168

○ 調査世帯数：8,076

イ 市別公表などを考慮して都道府県庁所在市及び大都市（都道府県庁所在市以外の政令指定都市）のそれぞれを1層とする。

また、都市階級別にみた調査世帯数は原則として次のとおりとする。

(都市階級)	(調査世帯数)
都道府県庁所在市	96以上
大都市（都道府県庁所在市以外の政令指定都市）	96
中都市（大都市を除く人口15万以上の市）	36
小都市A（人口5万以上15万未満の市）	24 ^{注1)}
小都市B（人口5万未満の市）・町村	12

注1) 沖縄県の一部の調査市は調査世帯数を12とする。

(2) 「単身世帯」における調査世帯は、実査上の対応により、「二人以上の世帯」を抽出する調査単位区（以下「一般単位区」という。）から抽出する。また、この一般単位区に加え、寮・寄宿舎を別途抽出するための寮・寄宿舎単位区^{注2)}を設け、調査世帯を抽出する。調査世帯数は一般単位区が673世帯、寮・寄宿舎単位区が72世帯の計745世帯とする。

注2) 20人以上が居住する寮・寄宿舎（寮・寄宿舎ごとに1単位区）

2 「二人以上の世帯」の抽出における平成 30 年標本改正の詳細

(1) 地方、都市階級区分別の層数及び調査世帯数

地方、都市階級別の層（調査市町村数）数及び調査世帯数については、地方・都市階級別の二人以上の世帯数に大きな増減がないことにより、平成25年標本改正から変更しない。

表 1 都道府県庁所在市・都市階級別配分世帯数、層数及び調査世帯数

都市階級 (配分世帯数)注)	層数	調査世帯数
都道府県庁所在市 (96)	47	4,992
大都市 (96)	5	480
中都市 (36)	29	1,044
小都市 A (24)	45	1,056
小都市 B・町村 (12)	42	504
計	168	8,076

注) () 内の配分世帯数は標準的な数を示したものである

(2) 層化及び調査市町村の抽出

全国及び地方別の調査結果の接続性及び実査に支障が生じないよう、各層から市町村を抽出する際には、各都道府県に割り当てる調査市町村数及び調査世帯数の変動が、平成25年標本改正時の数に比べて最小限にとどめるよう配慮した。各層に含まれる市町村を巻末の別表 1 に示す。

なお、調査市町村の変更及び算出された調整係数は以下のとおりである。

① 調査市町村の変更

人口の増減により都市階級の変更があった調査市町村の交替を行った。また、小都市 B・町村においても、あらかじめ定めていた調査年数に達した調査市町村について交替を行った。具体的には、平成29年12月で調査を終了及び平成30年1月から新たに調査を開始するのはそれぞれ19市町村である(表 2)。

なお、宮城県石巻市については、都市階級の変更に伴い、調査世帯数を従来の36世帯から24世帯に削減して調査を継続する。

表2 平成30年家計調査標本改正 調査市町村の変更一覧

地 方	平成29年12月で調査を終了する市町村			平成30年1月から調査を開始する市町村		
	都道府県名	市町村名	都市階級 注)	都道府県名	市町村名	都市階級
東 北	02青森県	208むつ市	小都市A	02青森県	203八戸市	中都市
		408東北町	小都市B・町村			
	05秋田県	207湯沢市	小都市A	05秋田県	204大館市	小都市A
	03岩手県	208遠野市	小都市B・町村	03岩手県	207久慈市	小都市B・町村
	04宮城県	—	—	04宮城県	323柴田町	小都市B・町村
		206白石市	小都市B・町村		445加美町	小都市B・町村
	07福島県	211田村市	小都市B・町村	07福島県	483塙町	小都市B・町村
関 東	09栃木県	202足利市	中都市	09栃木県	208小山市	中都市
	19山梨県	212上野原市	小都市B・町村	19山梨県	430富士河口湖町	小都市B・町村
北 陸	16富山県	204魚津市	小都市B・町村	16富山県	206滑川市	小都市B・町村
	17石川県	211能美市	小都市B・町村	17石川県	204輪島市	小都市B・町村
東 海	21岐阜県	217飛騨市	小都市B・町村	21岐阜県	361垂井町	小都市B・町村
近 畿	25滋賀県	210野洲市	小都市B・町村	25滋賀県	383日野町	小都市B・町村
中 国	33岡山県	423早島町	小都市B・町村	33岡山県	209高梁市	小都市B・町村
四 国	38愛媛県	204八幡浜市	小都市B・町村	38愛媛県	214西予市	小都市B・町村
九 州	46鹿児島県	216日置市	小都市A	46鹿児島県	215薩摩川内市	小都市A
		217曾於市	小都市B・町村		221志布志市	小都市B・町村
	42長崎県	207平戸市	小都市B・町村	42長崎県	308時津町	小都市B・町村
	43熊本県	468氷川町	小都市B・町村	43熊本県	368長洲町	小都市B・町村
	45宮崎県	205小林市	小都市B・町村	45宮崎県	404木城町	小都市B・町村
計	19			19		

注) 平成29年12月までの都市階級区分

② 調整係数

ア 調整係数の決定

調査結果の推定に用いる調整係数は、これまでと同様に、各層における調査世帯の抽出率の逆数に、最も調査世帯の抽出率が高い層の抽出率を乗じた値としている。平成30年標本改正において最も抽出率が高く、調整係数の基準となる層は那覇市※であり、25年標本改正時から変更はない。

※平成30年標本改正時の抽出率は168/83746、平成25年標本改正時の抽出率は168/83326

イ 調整係数の幅

平成30年標本改正に伴う二人以上の世帯の調整係数の幅を表3に示す。平成25年標本改正時よりも調整係数の最大値がやや小さくなり（32.6→31.8）、調整係数の幅はやや縮小した。各層の調整係数については、巻末の別表2に示す。

表3 二人以上の世帯の調整係数の幅

	平成25年標本改正		平成30年標本改正
全 国	1.0 ～ 32.6	→	1.0 ～ 31.8
都道府県庁所在市、大都市	1.0 ～ 14.6	→	1.0 ～ 14.6
中都市	2.7 ～ 20.6	→	2.6 ～ 20.8
小都市A	2.5 ～ 28.2	→	2.4 ～ 29.1
小都市B・町村	3.2 ～ 32.6	→	3.1 ～ 31.8

(3) 調査単位区

調査単位区は、1年間調査した後交替するが、全国で同時に行わず、12の組に分けて1か月ごとに1/12ずつ行うため、調査市町村に変更があり、調査世帯数に変更がない場合、変更後の調査市町村の調査単位区の交替月は、変更前の調査市町村の調査単位区の交替月を引き継ぐこととする。

なお、新たな調査市町村となった宮城県柴田町の調査単位区の交替月は、宮城県石巻市の調査世帯数削減に伴い調査を終了することとなった調査単位区の交替月を引き継ぐ。

(4) 調査世帯の抽出

各調査単位区における調査世帯の抽出に当たっては、その調査単位区内の「勤労者世帯」、「無職世帯」及び「勤労・無職以外の世帯」の3つの世帯区分の世帯数に比例して、抽出する世帯数を配分する。

なお、平成29年までの抽出では、「農林漁家世帯」、「非農林漁家世帯の勤労者世帯」及び「非農林漁家世帯の勤労者以外の世帯」の3つの世帯区分の世帯数に比例して世帯数を配分していた。

II 母集団、層化及び抽出方法

1 概要

家計調査の母集団（調査対象）は、全国の世帯から施設等の世帯及び学生の単身世帯を除いた世帯である。また、調査世帯は、二人以上の世帯と単身世帯に分けて抽出している。

二人以上の世帯については、層化3段抽出法により、調査世帯を抽出する。各段における抽出単位は、第1次抽出単位が市町村、第2次抽出単位が単位区、第3次抽出単位が世帯であり、各調査単位区から抽出する世帯数は6世帯である。

単身世帯の一般単位区の調査世帯は、実査上の対応により、二人以上の世帯で抽出された調査単位区を用いており、2調査単位区のうち1調査単位区から1世帯を抽出している。

また、単身世帯のうち、20人以上が居住する寮・寄宿舎の世帯については、別途、「II-4-(2)」で示す調査市において第2次抽出単位として寮・寄宿舎単位区を設定し、各寮・寄宿舎単位区から第3次抽出単位である世帯を6世帯抽出している。

2 母集団

(1) 母集団の定義

家計調査の母集団は図1に示すとおりであり、世帯数は平成27年国勢調査の結果に基づいている。

なお、施設等の世帯とは、寮・寄宿舎の学生・生徒、病院・療養所の入院者、社会施設の入所者、自衛隊営舎内居住者、矯正施設の入所者、住所不定者等をいう。

図1 家計調査の母集団

世帯総数 5345万世帯 100.0%	二人以上の世帯 3491万世帯 65.3%		家計調査の 母集団 5157万世帯 96.5%
	単身世帯 ^{注1)} 1666万世帯 31.2%		
	20人以上の寮 ・寄宿舎の世帯	26万世帯 0.5%	
	学生の単身世帯 ^{注2)} 95万世帯 1.8%		
	施設等の世帯		

注1) 総務省統計局において独自に集計。非就業及び分類不能の単身世帯のうち年齢15歳未満及び年齢不詳を除く。

注2) 総務省統計局において独自に集計。寮・寄宿舎の学生・生徒を含む。

(2) 地方区分

標本設計に用いた地方区分は次のとおりである。

地 方	都 道 府 県
北海道	北海道
東 北	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関 東	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県
北 陸	新潟県、富山県、石川県、福井県
東 海	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
近 畿	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中 国	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四 国	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九 州	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
沖 縄	沖縄県

(3) 調査対象世帯数

調査対象世帯数は、平成27年国勢調査の結果を用いて集計した。その結果、平成27年10月1日現在の全国の調査対象世帯数は、二人以上の世帯が約3491万世帯、単身世帯が約1666万世帯であった。

世帯状況^{注1}別にみた地方、都道府県庁所在市・都市階級別調査対象世帯数を表4-1～表4-3に、都道府県、都道府県庁所在市・都市階級別調査対象世帯数を表5-1及び表5-2に示す。

注1 二人以上の世帯、単身世帯(一般単位区)及び単身世帯(寮・寄宿舎単位区)の3区分をいう。

表4-1 地方、都道府県庁所在市・都市階級別調査対象世帯数（二人以上の世帯）

都市階級 地方	合計	都道府県 庁所在市	都道府県庁所在市以外の市町村			
			大都市	中都市	小都市A	小都市B ・町村
全 国	34,913,875	11,424,968	1,320,067	8,018,381	8,577,800	5,572,659
北海道	1,529,100	545,173	-	320,552	237,020	426,355
東 北	2,393,478	676,264	-	296,016	712,356	708,842
関 東	12,619,910	4,517,509	595,835	3,677,288	2,702,293	1,126,985
北 陸	1,416,327	522,769	-	171,844	397,507	324,207
東 海	4,120,852	995,901	217,095	1,055,666	1,311,247	540,943
近 畿	5,769,100	1,810,626	239,081	1,709,055	1,433,289	577,049
中 国	2,050,073	679,892	-	543,652	412,276	414,253
四 国	1,073,511	417,666	-	46,008	243,752	366,085
九 州	3,563,283	1,175,422	268,056	198,300	942,665	978,840
沖 縄	378,241	83,746	-	-	185,395	109,100

注) 平成27年国勢調査の結果を平成29年4月1日現在の市町村区分に組み替えて算出

表4-2 地方、都道府県庁所在市・都市階級別調査対象世帯数（単身世帯：一般単位区）

都市階級 地方	合計	都道府県 庁所在市	都道府県庁所在市以外の市町村			
			大都市	中都市	小都市A	小都市B ・町村
全 国	16,394,011	7,187,370	681,272	3,431,637	3,162,135	1,931,597
北海道	848,915	348,232	-	183,006	109,371	208,306
東 北	926,270	346,554	-	127,594	242,302	209,820
関 東	6,631,479	3,206,951	363,096	1,654,509	1,047,883	359,040
北 陸	480,485	215,803	-	55,706	119,229	89,747
東 海	1,612,606	544,360	78,561	377,753	434,778	177,154
近 畿	2,719,884	1,221,820	102,482	711,281	507,590	176,711
中 国	867,872	332,268	-	216,674	167,315	151,615
四 国	470,745	213,249	-	19,916	90,282	147,298
九 州	1,670,909	711,737	137,133	85,198	367,236	369,605
沖 縄	164,846	46,396	-	-	76,149	42,301

注1) 平成27年国勢調査の結果を平成29年4月1日現在の市町村区分に組み替えて算出

注2) 一般単位区とは、1人の一般世帯及び20人未満の寮・寄宿舎の単身者が居住する調査単位区

表4-3 地方別調査対象世帯数
(単身世帯：寮・寄宿舎単位区)

地 方	調査対象世帯数
全 国	263,149
北海道・東北	19,346
関 東	99,977
北 陸・東 海	67,796
近 畿	32,887
中 国・四 国	23,334
九 州・沖 縄	19,809

注) 寮・寄宿舎単位区とは、20人以上の寮・寄宿舎の単身者が居住する調査単位区

表5-1 都道府県、都道府県庁所在市・都市階級別調査対象世帯数(二人以上の世帯)

都道府県	都市階級	合計	都道府県庁所在市	都道府県庁所在市以外の市町村				地方区分
				大都市	中都市	小都市A	小都市B・町村	
全 国		34,913,875	11,424,968	1,320,067	8,018,381	8,577,800	5,572,659	—
01 北 海 道		1,529,100	545,173	—	320,552	237,020	426,355	北海道
02 青 森 県		355,798	79,434	—	111,197	48,812	116,355	東 北
03 岩 手 県		340,808	79,489	—	—	143,856	117,463	
04 宮 城 県		618,679	283,021	—	—	199,572	136,086	
05 秋 田 県		279,251	87,965	—	—	103,606	87,680	
06 山 形 県		292,276	67,164	—	—	100,209	124,903	
07 福 島 県		506,666	79,191	—	184,819	116,301	126,355	
08 茨 城 県		804,086	74,346	—	154,508	379,166	196,066	
09 栃 木 県		542,143	143,826	—	89,243	215,181	93,893	
10 群 馬 県		550,955	93,721	—	222,489	125,820	108,925	
11 埼 玉 県		2,063,330	354,217	—	848,735	716,382	143,996	
12 千 葉 県		1,761,768	276,813	—	935,217	390,078	159,660	
13 東 京 都		3,526,259	2,368,628	—	658,477	476,085	23,069	
14 神 奈 川 県		2,557,649	1,047,737	595,835	659,483	144,520	110,074	
15 新 潟 県		612,868	217,047	—	124,898	171,947	98,976	北 陸
16 富 山 県		288,254	114,114	—	46,946	38,362	88,832	
17 石 川 県		309,832	122,254	—	—	106,431	81,147	
18 福 井 県		205,373	69,354	—	—	80,767	55,252	
19 山 梨 県		232,831	52,705	—	—	61,211	118,915	関 東
20 長 野 県		580,889	105,516	—	109,136	193,850	172,387	
21 岐 阜 県		557,754	110,572	—	43,732	249,486	153,964	東 海
22 静 岡 県		1,020,225	196,565	217,095	170,002	301,253	135,310	
23 愛 知 県		2,035,441	610,618	—	655,259	608,977	160,587	
24 三 重 県		507,432	78,146	—	186,673	151,531	91,082	
25 滋 賀 県		383,993	96,804	—	—	243,051	44,138	近 畿
26 京 都 府		711,417	385,580	—	53,523	210,781	61,533	
27 大 阪 府		2,447,826	695,208	239,081	911,664	549,103	52,770	
28 兵 庫 県		1,556,061	424,424	—	743,868	170,613	217,156	
29 奈 良 県		393,249	104,181	—	—	171,063	118,005	
30 和 歌 山 県		276,554	104,429	—	—	88,678	83,447	
31 鳥 取 県		152,471	50,884	—	—	40,155	61,432	中 国
32 島 根 県		184,312	54,257	—	44,180	15,588	70,287	
33 岡 山 県		522,764	191,792	—	131,009	77,459	122,504	
34 広 島 県		792,189	329,517	—	244,419	115,686	102,567	
35 山 口 県		398,337	53,442	—	124,044	163,388	57,463	
36 徳 島 県		206,858	68,495	—	—	36,431	101,932	四 国
37 香 川 県		272,146	116,608	—	—	94,271	61,267	
38 愛 媛 県		392,286	140,901	—	46,008	113,050	92,327	
39 高 知 県		202,221	91,662	—	—	—	110,559	
40 福 岡 県		1,375,811	384,325	268,056	81,628	367,286	274,516	九 州
41 佐 賀 県		220,132	62,545	—	—	66,252	91,335	
42 長 崎 県		380,057	119,087	—	69,350	64,089	127,531	
43 熊 本 県		485,337	199,183	—	—	137,730	148,424	
44 大 分 県		323,963	133,365	—	—	109,984	80,614	
45 宮 崎 県		313,204	112,379	—	47,322	68,447	85,056	
46 鹿 児 島 県		464,779	164,538	—	—	128,877	171,364	
47 沖 縄 県		378,241	83,746	—	—	185,395	109,100	

注) 平成27年国勢調査の結果を平成29年4月1日現在の市町村区分に組み替えて算出

表5-2 都道府県、都道府県庁所在市・都市階級別調査対象世帯数(単身世帯：一般単位区)

都道府県	都市階級	合計	都道府県庁所在市	都道府県庁所在市以外の市町村				地方区分
				大都市	中都市	小都市A	小都市B・町村	
全 国		16,394,011	7,187,370	681,272	3,431,637	3,162,135	1,931,597	—
01 北 海 道		848,915	348,232	—	183,006	109,371	208,306	北海道
02 青 森 県		138,255	33,876	—	46,395	20,320	37,664	東 北
03 岩 手 県		134,788	41,824	—	—	50,144	42,820	
04 宮 城 県		269,490	168,276	—	—	64,243	36,971	
05 秋 田 県		97,571	39,112	—	—	32,507	25,952	
06 山 形 県		89,275	27,038	—	—	34,043	28,194	
07 福 島 県		196,891	36,428	—	81,199	41,045	38,219	
08 茨 城 県		276,487	34,787	—	62,631	121,046	58,023	
09 栃 木 県		200,249	68,973	—	30,160	74,493	26,623	
10 群 馬 県		195,209	35,792	—	82,031	41,297	36,089	
11 埼 玉 県		825,799	158,480	—	349,771	276,222	41,326	
12 千 葉 県		742,938	123,624	—	429,417	134,338	55,559	
13 東 京 都		2,813,019	2,175,120	—	371,195	255,158	11,546	
14 神 奈 川 県		1,292,561	545,199	363,096	285,845	61,034	37,387	
15 新 潟 県		207,396	86,685	—	40,864	52,664	27,183	北 陸
16 富 山 県		91,403	43,296	—	14,842	9,242	24,023	
17 石 川 県		117,511	60,808	—	—	33,891	22,812	
18 福 井 県		64,175	25,014	—	—	23,432	15,729	
19 山 梨 県		85,056	26,748	—	—	18,501	39,807	関 東
20 長 野 県		200,161	38,228	—	43,459	65,794	52,680	
21 岐 阜 県		175,614	45,978	—	15,032	73,757	40,847	東 海
22 静 岡 県		367,039	79,394	78,561	59,861	97,724	51,499	
23 愛 知 県		882,053	387,449	—	230,432	211,513	52,659	
24 三 重 県		187,900	31,539	—	72,428	51,784	32,149	
25 滋 賀 県		130,309	34,420	—	—	84,019	11,870	近 畿
26 京 都 府		352,111	245,073	—	17,093	70,547	19,398	
27 大 阪 府		1,326,700	608,305	102,482	384,403	217,074	14,436	
28 兵 庫 県		677,386	249,395	—	309,785	52,583	65,623	
29 奈 良 県		124,112	39,357	—	—	53,357	31,398	
30 和 歌 山 県		109,266	45,270	—	—	30,010	33,986	
31 鳥 取 県		55,359	19,467	—	—	17,236	18,656	
32 島 根 県		69,304	22,132	—	13,652	7,753	25,767	
33 岡 山 県		204,678	93,076	—	44,676	27,947	38,979	
34 広 島 県		359,305	172,580	—	100,486	44,748	41,491	
35 山 口 県		179,226	25,013	—	57,860	69,631	26,722	
36 徳 島 県		86,027	36,677	—	—	12,813	36,537	四 国
37 香 川 県		107,537	52,710	—	—	31,824	23,003	
38 愛 媛 県		172,000	70,050	—	19,916	45,645	36,389	
39 高 知 県		105,181	53,812	—	—	—	51,369	
40 福 岡 県		724,797	326,717	137,133	32,627	131,997	96,323	九 州
41 佐 賀 県		72,762	25,563	—	—	22,965	24,234	
42 長 崎 県		160,285	58,193	—	31,347	22,670	48,075	
43 熊 本 県		197,335	99,743	—	—	47,606	49,986	
44 大 分 県		144,397	59,558	—	—	52,784	32,055	
45 宮 崎 県		135,470	53,505	—	21,224	28,744	31,997	
46 鹿 児 島 県		235,863	88,458	—	—	60,470	86,935	
47 沖 縄 県		164,846	46,396	—	—	76,149	42,301	

注) 平成27年国勢調査の結果を平成29年4月1日現在の市町村区分に組み替えて算出

3 市町村の層化

(1) 層数の配分

ア 層数

全国で168層とした。

イ 都道府県庁所在市及び大都市

都道府県庁所在市（47市）及び大都市（5市）の結果を公表するために、当該市を1層とした。

ウ 上記「イ」以外の市町村

残る116層は、平成25年標本改正での地方・都市階級別の二人以上の調査対象世帯数に応じて配分した。

地方、都道府県庁所在市・都市階級別層数を表6に示す。また、1層当たりの地方、都道府県庁所在市・都市階級別調査対象世帯数を表7-1及び表7-2に示す。

ただし、単身世帯の寮・寄宿舎単位区については、全国を11層に区分し、6地方別に配分した。1層当たりの調査対象世帯数を表7-3に示す。

表6 地方、都道府県庁所在市・都市階級別層数

都市階級 地方	合計	都道府県庁所在市	都道府県庁所在市以外の市町村			
			大都市	中都市	小都市A	小都市B・町村
全 国	168	47	5	29	45	42
北海道	10	1	-	2	3	4
東 北	17	6	-	2	4	5
関 東	38	9	2 (川崎市, 相模原市)	12	9	6
北 陸	11	4	-	1	3	3
東 海	16	4	1 (浜松市)	3	4	4
近 畿	22	6	1 (堺 市)	5	6	4
中 国	14	5	-	2	3	4
四 国	9	4	-	1	1	3
九 州	23	7	1 (北九州市)	1	8	6
沖 縄	8	1	-	-	4	3

**表 7 - 1 地方、都道府県庁所在市・都市階級別 1 層当たり調査対象世帯数
(二人以上の世帯)**

都市階級 地方	合計	都道府県 庁所在市	都道府県庁所在市以外の市町村			
			大都市	中都市	小都市 A	小都市 B ・町村
全 国	207,821	243,084	264,013	276,496	190,618	132,682
北海道	152,910	545,173	-	160,276	79,007	106,589
東 北	140,793	112,711	-	148,008	178,089	141,768
関 東	332,103	501,945	297,918	306,441	300,255	187,831
北 陸	128,757	130,692	-	171,844	132,502	108,069
東 海	257,553	248,975	217,095	351,889	327,812	135,236
近 畿	262,232	301,771	239,081	341,811	238,882	144,262
中 国	146,434	135,978	-	271,826	137,425	103,563
四 国	119,279	104,417	-	46,008	243,752	122,028
九 州	154,925	167,917	268,056	198,300	117,833	163,140
沖 縄	47,280	83,746	-	-	46,349	36,367

注) 平成27年国勢調査の結果を平成29年4月1日現在の市町村区分に組み替えて算出

**表 7 - 2 地方、都道府県庁所在市・都市階級別 1 層当たり調査対象世帯数
(単身世帯：一般単位区)**

都市階級 地方	合計	都道府県 庁所在市	都道府県庁所在市以外の市町村			
			大都市	中都市	小都市 A	小都市 B ・町村
全 国	97,583	152,923	136,254	118,332	70,270	45,990
北海道	84,892	348,232	-	91,503	36,457	52,077
東 北	54,486	57,759	-	63,797	60,576	41,964
関 東	174,513	356,328	181,548	137,876	116,431	59,840
北 陸	43,680	53,951	-	55,706	39,743	29,916
東 海	100,788	136,090	78,561	125,918	108,695	44,289
近 畿	123,631	203,637	102,482	142,256	84,598	44,178
中 国	61,991	66,454	-	108,337	55,772	37,904
四 国	52,305	53,312	-	19,916	90,282	49,099
九 州	72,648	101,677	137,133	85,198	45,905	61,601
沖 縄	20,606	46,396	-	-	19,037	14,100

注) 平成27年国勢調査の結果を平成29年4月1日現在の市町村区分に組み替えて算出

**表 7 - 3 地方別層数及び 1 層当たり調査対象世帯数
(単身世帯：寮・寄宿舎単位区)**

地方	層数	1 層当たり 調査対象世帯数
全 国	11	23,923
北海道・東北	2	9,673
関 東	4	24,994
北 陸・東 海	1	67,796
近 畿	2	16,444
中 国・四 国	1	23,334
九 州・沖 縄	1	19,809

(2) 層化の方法

「都道府県庁所在市及び大都市」以外の市町村の層化においては、次に示すように、消費支出等の家計指標との相関が高いとみられる経済・社会指標を組み合わせることで基準を設定した。また、層化に当たっては、同一地方・都市階級内の各層の調査対象世帯数が、できるだけ等しくなるように配慮した。

ア 大都市及び小都市 A に区分される市の層化

層化に用いた指標は次のとおりである。

- (ア) 産業的特色・・・就業者総数に占める第 1 次産業及び第 2 次産業就業者数の割合
- (イ) 世帯主の年齢構成・・・二人以上の世帯数に占める世帯主の年齢が 65 歳以上である世帯数の割合
- (ウ) 人口集中地区^{注2}人口比率・・・人口集中地区として画定された地域の人口の総人口に占める割合
- (エ) 人口増減率・・・平成 27 年国勢調査結果人口の平成 22 年国勢調査結果人口に対する増減率

イ 小都市 B・町村に区分される市町村の層化

層化に用いた指標は次のとおりである。

- (ア) 地理的位置・・・海沿い、山地等に区分
- (イ) 世帯主の年齢構成・・・二人以上の世帯数に占める世帯主の年齢が 65 歳以上である世帯数の割合

なお、層化の結果を巻末の別表 1 に示す。

^{注2} 市町村の境域内で人口密度の高い国勢調査基本単位区(4,000人以上/1k㎡)が互いに隣接して、その人口が5,000人以上になる地域をいう。

4 調査市町村の抽出

(1) 二人以上の世帯及び単身世帯の一般単位区における調査市町村の抽出

都道府県庁所在市（47市）及び大都市（5市）は1市1層としているため、残る116層については、原則として、各層から調査対象世帯数（二人以上の世帯数）をウェイトとした確率比例抽出法にて1市町村を抽出した。

ただし、実際の選定に当たっては、実査上の観点及び結果の接続性を考慮して、次のとおり行った。

ア 中都市及び小都市Aにおける調査市の選定

(ア) 現状の調査市の都市階級に移動がなく、当該調査市が含まれる層内に他に調査中の市がない場合は、引き続きその市を調査市とした。

(イ) 現状の調査市の都市階級の移動により、層内に調査中の市が複数となった場合は、もとよりその都市階級において調査している市を調査市とした。

(ウ) 現状の調査市の都市階級の移動により、層内に調査中の市が他に含まれていない場合は、その層内から他に移動した調査市が属する県の当該層内の全ての市を対象に、二人以上の一般世帯数をウェイトとした確率比例抽出法で1市を抽出し、その市を調査市とした。なお、県内に該当する市がない場合は、その層内から移動した調査市が属する当該層内の全ての市を対象とした。

イ 小都市B・町村における調査市町村の選定

(ア) 上記ア(ア)～(ウ)と同様に行った。

(イ) 平成30年1月～3月に調査市町村の定期交替により調査を終了することとなる市町村については、その終了する調査市町村が属する県の全ての市町村を対象に二人以上の一般世帯数をウェイトとした確率比例抽出法により選定した。

(ウ) 以下に該当する調査市町村が選定された場合は、新たな乱数を発生させ、再度選定を行った。

- ・ 調査開始年月から遡って過去10年間に、調査が行われた市町村
- ・ 市町村の調査対象世帯数が「1000」以下の市町村
- ・ 島しょの町村
- ・ 調査開始年月が直近の全国消費実態調査から5年を経過していない町村

又は、近い将来全国消費実態調査の調査町村として既に抽出されている町村^{注)}

注) 小都市B・町村の調査市町村は、あらかじめ調査年数を定め、交替することとしている。（「Ⅲ-4 調査市町村の交替」参照）

(2) 単身世帯の寮・寄宿舎単位区における調査市の抽出

表7-3に示す6つの地方ごとに合計11の層に区分した中から、若年単身者及び単身世帯の寮・寄宿舎単位区が多いとみられる市（札幌市、仙台市、千葉市、東京都区部、横浜市、川崎市、名古屋市、大阪市、神戸市、広島市、福岡市）を抽出した。

5 調査世帯数の配分

調査市町村及び各調査単位区への調査世帯数の配分は、次に示す結果利用上の観点及び実査上の対応を考慮して行った。

(1) 結果利用上の観点

全国、都市階級別、地方別及び都道府県庁所在市別の結果精度を一定程度確保するため、調査世帯数を定めている。したがって、各層の調査世帯数は、調査市町村が属する層の調査対象世帯数には比例していない。

特に、都道府県庁所在市及び大都市（川崎市、相模原市、浜松市、堺市、北九州市）には、市別の結果を公表するため、最低96世帯を配分している。

なお、北海道及び沖縄県については、一つの地方として結果表章するため、調査世帯数を平成30年標本改正以前と同様に、それぞれ288世帯、276世帯を配分した。

二人以上の世帯及び単身世帯の調査世帯数の配分は以下のとおりである。

都市階級	調査世帯数	
	二人以上の世帯	単身世帯
都道府県庁所在市	最低96	最低8
大都市	96	8
中都市	36	3
小都市A	24	2
小都市B・町村	12	1

(2) 実査上の対応

調査員の実査活動を円滑に行うため、従来から次のように対応している。

ア 二人以上の世帯

- (ア) 1 調査単位区当たりの調査世帯は6世帯とする。
- (イ) 1 調査員は2 調査単位区を受け持ち、毎月12世帯を調査する。
- (ウ) 調査世帯は6 か月間調査を継続し、7 か月目に他の世帯と交替する。

イ 単身世帯：一般単位区

- (ア) 1 調査員が受け持つ二人以上の世帯の2 調査単位区のうち指定された一方の調査単位区から、毎月1世帯を調査する。
- (イ) 調査世帯は3 か月間調査を継続し、4 か月目にもう一方の調査単位区の他の世帯と交替する。

ウ 単身世帯：寮・寄宿舍単位区

- (ア) 1 調査単位区当たりの調査世帯は6世帯とする。
- (イ) 1 調査員は1 調査単位区を受け持ち、毎月6世帯を調査する。
- (ウ) 調査世帯は3 か月間調査を継続し、4 か月目に他の世帯と交替する。

なお、地方、都道府県庁所在市・都市階級別調査世帯数を表8-1～表8-3に示す。また、地方、都道府県庁所在市・都市階級別1調査世帯当たり調査対象世帯数を表9-1～表9-3に示す。

**表 8 - 1 地方、都道府県庁所在市・都市階級別調査世帯数
(二人以上の世帯)**

都市階級 地方	合計	都道府県 庁所在市	都道府県庁所在市以外の市町村			
			大都市	中都市	小都市A	小都市B ・町村
全 国	8,076	4,992	480	1,044	1,056	504
北海道	288	96	-	72	72	48
東 北	804	576	-	72	96	60
関 東	2,136	1,224	192	432	216	72
北 陸	528	384	-	36	72	36
東 海	744	396	96	108	96	48
近 畿	1,080	612	96	180	144	48
中 国	672	480	-	72	72	48
四 国	480	384	-	36	24	36
九 州	1,068	672	96	36	192	72
沖 縄	276	168	-	-	72	36

**表 8 - 2 地方、都道府県庁所在市・都市階級別調査世帯数
(単身世帯：一般単位区)**

都市階級 地方	合計	都道府県 庁所在市	都道府県庁所在市以外の市町村			
			大都市	中都市	小都市A	小都市B ・町村
全 国	673	416	40	87	88	42
北海道	24	8	-	6	6	4
東 北	67	48	-	6	8	5
関 東	178	102	16	36	18	6
北 陸	44	32	-	3	6	3
東 海	62	33	8	9	8	4
近 畿	90	51	8	15	12	4
中 国	56	40	-	6	6	4
四 国	40	32	-	3	2	3
九 州	89	56	8	3	16	6
沖 縄	23	14	-	-	6	3

**表 8 - 3 地方別調査世帯数
(単身世帯：寮・寄宿舎単位区)**

地方	調査世帯数
全 国	72
北海道・東北	12
関 東	30
北 陸・東 海	6
近 畿	12
中 国・四 国	6
九 州・沖 縄	6

**表9-1 地方、都道府県庁所在市・都市階級別1調査世帯当たり調査対象世帯数
(二人以上の世帯)**

都市階級 地方	合計	都道府県 庁所在市	都道府県庁所在市以外			
			大都市	中都市	小都市A	小都市B ・町村
全 国	4,323	2,289	2,750	7,680	8,123	11,057
北海道	5,309	5,679	-	4,452	3,292	8,882
東 北	2,977	1,174	-	4,111	7,420	11,814
関 東	5,908	3,691	3,103	8,512	12,511	15,653
北 陸	2,682	1,361	-	4,773	5,521	9,006
東 海	5,539	2,515	2,261	9,775	13,659	11,270
近 畿	5,342	2,959	2,490	9,495	9,953	12,022
中 国	3,051	1,416	-	7,551	5,726	8,630
四 国	2,236	1,088	-	1,278	10,156	10,169
九 州	3,336	1,749	2,792	5,508	4,910	13,595
沖 縄	1,370	498	-	-	2,575	3,031

注) 平成27年国勢調査の結果を平成29年4月1日現在の市町村区分に組み替えて算出

**表9-2 地方、都道府県庁所在市・都市階級別1調査世帯当たり調査対象世帯数
(単身世帯：一般単位区)**

都市階級 地方	合計	都道府県 庁所在市	都道府県庁所在市以外の市町村			
			大都市	中都市	小都市A	小都市B ・町村
全 国	24,360	17,277	17,032	39,444	35,933	45,990
北海道	35,371	43,529	-	30,501	18,229	52,077
東 北	13,825	7,220	-	21,266	30,288	41,964
関 東	37,256	31,441	22,694	45,959	58,216	59,840
北 陸	10,920	6,744	-	18,569	19,872	29,916
東 海	26,010	16,496	9,820	41,973	54,347	44,289
近 畿	30,221	23,957	12,810	47,419	42,299	44,178
中 国	15,498	8,307	-	36,112	27,886	37,904
四 国	11,769	6,664	-	6,639	45,141	49,099
九 州	18,774	12,710	17,142	28,399	22,952	61,601
沖 縄	7,167	3,314	-	-	12,692	14,100

注) 平成27年国勢調査の結果を平成29年4月1日現在の市町村区分に組み替えて算出

**表9-3 地方別1調査世帯当たり調査対象世帯数
(単身世帯：寮・寄宿舍単位区)**

地方	1調査世帯当たり 調査対象世帯数
全 国	3,655
北海道・東北	1,612
関 東	3,333
北 陸・東 海	11,299
近 畿	2,741
中 国・四 国	3,889
九 州・沖 縄	3,302

6 調査単位区の抽出（一般単位区）

調査市町村の調査単位区を地理的に偏りなく選定するため、次の手順で調査単位区を抽出した。

(1) ブロックの設定と抽出

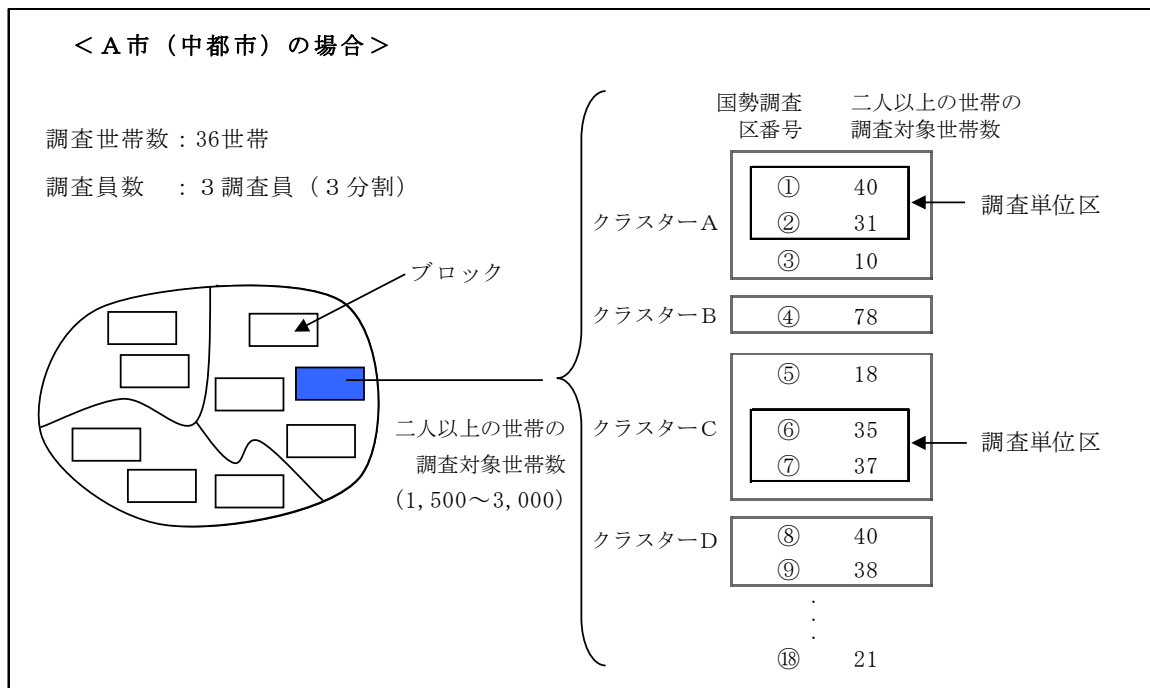
調査市町村内の全域^{注3}を、国勢調査調査区（以下「国勢調査区」という。）を単位として、当該市町村に必要な調査員の数（当該市町村の二人以上の世帯の調査対象世帯数を12で除した数）と同数の地域に分割する。なお、分割に当たっては、分割された各地域に含まれる調査対象世帯数がほぼ同数になるようにする。

分割された地域を、二人以上の世帯の調査対象世帯数が1,500以上3,000未満になるように、更に区分して、複数のブロックを設定する。それらのブロックから1ブロックを任意抽出する。このブロックが次の標本改正までの5年間、各調査員が受け持つ調査予定地域となる。

(2) クラスターの設定

抽出したブロックについて、国勢調査区を単位として、調査単位区抽出のための地域的な枠組となる「クラスター」を設定する。国勢調査区内の二人以上の世帯の調査対象世帯数が75以上である場合には1国勢調査区を1クラスターとし、75未満である場合には、二人以上の世帯数の合計が75以上になるまで隣接する国勢調査区を併せて、1クラスターとする。

図2 クラスターの設定と調査単位区の抽出例



注3 平成27年国勢調査調査区のうち、特別調査区（特別な施設のある地域等）、水面調査区（水上生活者がいる地域等）などを除く一般調査区全域をいう。

(3) 調査単位区の抽出

上記(1)で抽出したブロックから1ブロック当たり2つのクラスターを抽出し、2調査単位区として設定する。

ア 抽出方法

(ア) 上記(2)で設定したクラスターを単位として、各ブロック内から2つのクラスターを系統抽出する。

(イ) 抽出したクラスターに含まれる国勢調査区を1つの調査単位区とする。ただし、クラスター内に3つ以上の国勢調査区が含まれている場合は、原則として二人以上の世帯の調査対象世帯数の合計が50以上となる隣接した2国勢調査区を選んで1調査単位区とする(図2のクラスターA及びC参照)。

イ 抽出上の対応

(ア) 1ブロックから抽出される2調査単位区は隣接しないようにする。

(イ) ただし、調査員の調査活動を円滑に進めるため、1ブロックから抽出される2調査単位区間の距離は3キロメートル未満とする。

(ウ) 次のクラスターについては抽出しない。

- ① 1クラスターが3つ以上の国勢調査区からなる場合で、同一クラスター内において、隣接する国勢調査区を合算しても、二人以上の世帯の調査対象世帯数が50以上にならないクラスター
- ② 過去に家計調査の調査単位区に含まれていた国勢調査区で、直近の調査終了後5年以下(可能であれば10年以下)の国勢調査区が含まれるクラスター
- ③ 他の統計調査の調査地域として指定され、調査終了後一定の期間が経過していない国勢調査区が含まれるクラスター
- ④ 調査の実施が困難な国勢調査区が含まれるクラスター

7 調査世帯の抽出

(1) 抽出世帯数

ア 二人以上の世帯

二人以上の世帯における調査世帯の抽出に当たっては、最初に調査員が各調査単位区を実地に踏査して「一般単位区世帯名簿」*を作成する。この名簿から1調査単位区当たり6世帯を乱数表により抽出する。「一般単位区世帯名簿」に掲載した世帯は、「勤労者世帯」、「無職世帯」及び「勤労・無職以外の世帯」の3つに区分し、各世帯区分の世帯数に比例して抽出する世帯数(6世帯)を配分する。

*この名簿には単身世帯についても掲載する。

イ 単身世帯

単身世帯の一般単位区における調査世帯の抽出に当たっては、二人以上の世帯で作成した「一般単位区世帯名簿」から、1 調査単位区当たり 1 世帯を乱数表により抽出する。

また、単身世帯の寮・寄宿舎単位区では、一般単位区と同様に「寮・寄宿舎単位区世帯名簿」を作成し、この名簿から 6 世帯を乱数表により抽出する。

(2) 調査対象世帯から除外する世帯

世帯としての家計収支の把握が難しいこと等の理由により、便宜上、次の世帯は「一般単位区世帯名簿」作成後に調査対象世帯から除外する。

ア 料理飲食店、旅館又は下宿屋を営む併用住宅の世帯

イ 賄い付きの同居人のいる世帯

ウ 住み込みの営業上の使用人が 4 人以上いる世帯

エ 世帯主が長期間（3 か月以上）不在の世帯

オ 外国人世帯（家計簿の記入に支障がある世帯）

カ 15歳未満の単身世帯

キ 社会施設又は矯正施設の入所者

ク 病院又は療養所の入所者

ケ 自衛隊の営舎内居住者

(3) 最初に抽出された世帯に調査を引き受けてもらえなかったときの措置

転居、病気及び療養等のやむを得ない理由で、調査予定世帯として抽出された世帯に調査を引き受けてもらえなかった場合は、代替りの世帯を抽出する。

具体的には、できる限り母集団の縮図となるよう、最初に抽出された世帯と同一の調査単位区内から、同一の世帯区分の世帯を乱数表を用いて抽出する。

なお、単身世帯の一般単位区では同じ性別の世帯を抽出する。

Ⅲ 調査世帯、調査単位区及び市町村の交替

1 概要

調査世帯の交替は調査期間の終了、調査単位区の交替及び調査市町村の交替の際に行われる。

同一世帯の調査期間は、調査世帯の負担に配慮するとともに、標本を固定することによる偏りの発生を防ぐため、二人以上の世帯では6か月間、単身世帯では3か月間とする。

調査単位区は、同じ世帯が反復して調査されることを防ぐため、1年間調査した後に交替する。

調査市町村のうち、都市階級が「小都市B・町村」に区分される市町村は、調査対象世帯数が少ないため、5年間継続して調査することが困難なケースがあるので、各市町村の調査対象世帯数に応じて、あらかじめ調査年数を定め、この年数に達した場合は、原則として交替する。

2 調査期間の終了による調査世帯の交替

(1) 定期交替

調査世帯は、二人以上の世帯では、6か月間調査した後、7か月目に別の世帯と交替する。また、単身世帯では、一般単位区、寮・寄宿舍単位区とも3か月間調査した後、4か月目に別の世帯と交替する。

これらの調査世帯の交替は、同一調査単位区内で行われる場合と調査単位区の交替に伴って行われる場合がある。これらの交替を「定期交替」という。

定められた調査期間を終了し、同一調査単位区内の別の世帯と交替する場合は、調査員は再び当該調査単位区内を実地に踏査し、単位区世帯名簿（一般単位区用、寮・寄宿舍単位区用）を補正した上で、新たな調査世帯を抽出する。

(2) その他の交替

調査期間中に転居、病気及び療養等のやむを得ない理由により、世帯が調査を続けられなくなった場合も調査世帯を交替する。このような調査世帯の交替を「臨時交替」という。調査世帯の交替はこれらの事情が生じた時点で実施し、代替の世帯を同じ調査単位区内から抽出する。この際、二人以上の世帯の場合は同じ世帯区分（「Ⅱ-7-(1)」参照）から、また、単身世帯の一般単位区の場合は同じ性別から、それぞれ乱数表により抽出する。また、調査期間は前調査世帯の残りの期間とする。

3 調査単位区の交替

(1) 交替のローテーション

ア 一般単位区

調査単位区は、1年間調査した後、定められた手順（「Ⅱ-6-(3)」参照）に従って、同一ブロック内のほかのクラスターの調査単位区と交替する。

なお、この調査単位区の交替は、全国全ての調査単位区で同時に行わず、調査単位区を12の組に分けて、1か月ずつ時期をずらして行う。

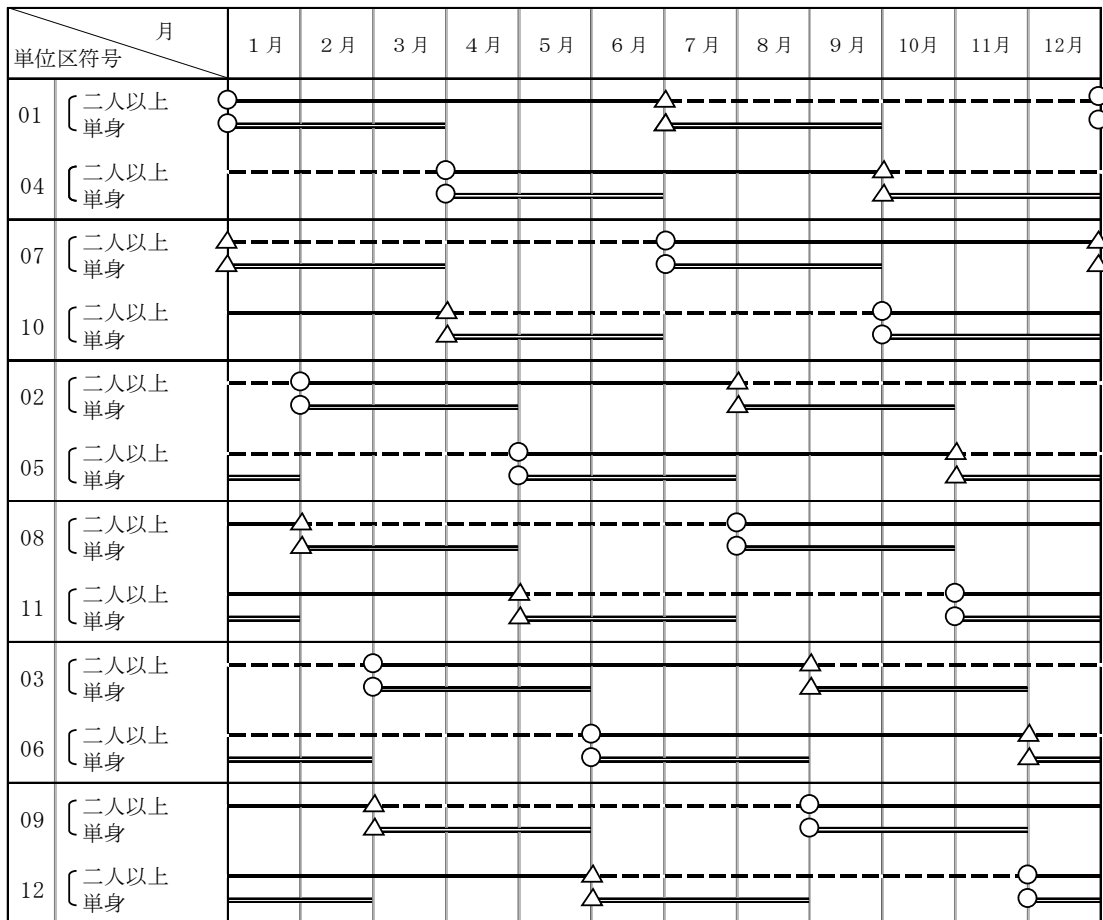
また、1調査員の受け持つ2つの調査単位区は同時に交替せず、3か月ずらして交替する。この2調査単位区の組合せと、それぞれの調査単位区の交替月を図3-1に示す。

なお、図3-1の単位区符号の数字は、調査単位区が交替する月を示している。

イ 寮・寄宿舍単位区

調査単位区は、6か月間調査した後、定められた手順に従って同一層内の調査単位区と交替する。この調査単位区の交替は、全ての調査単位区で同時に行わず、調査単位区を6つの組に分けて、1か月ずつ時期をずらして行う。この調査単位区の交替月を図3-2に示す。

図3-1 単位区符号別調査単位区の交替（一般単位区）



○ 調査単位区の交替

△ 同一調査単位区内における調査世帯の交替

「—」、「- -」、「=」は、いずれも1世帯に対して継続して調査する期間を示す。

注) 1調査員は6つの枠のうち、いずれかの1枠内の2調査単位区を受け持つ。

図3-2 単位区符号別調査単位区の交替（寮・寄宿舍単位区）

月 単位区符号	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
01	○			△			○			△		○
02		○		△			○			△		○
03			○		△			○			△	
04	△			○			△			○		△
05		△			○			△			○	
06			△			○			△			○

- 調査単位区の交替
- △ 同一調査単位区内における調査世帯の交替

(2) 交替の方法

ア 一般単位区

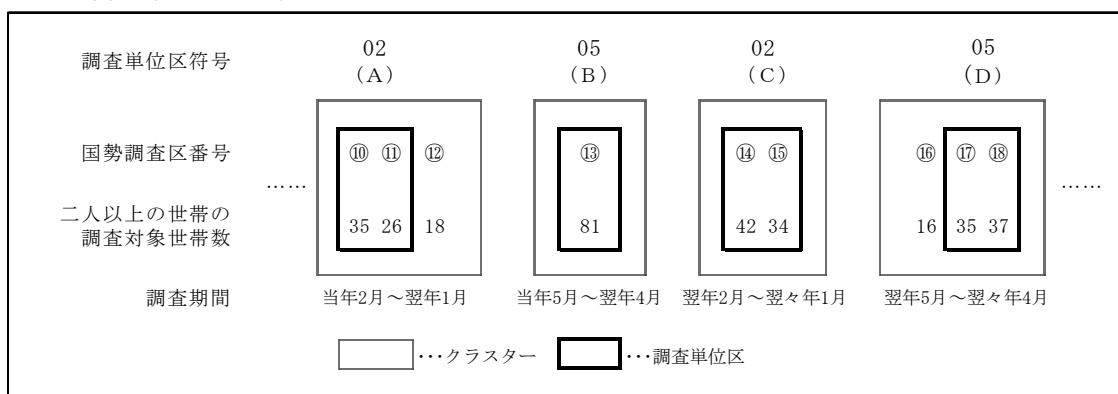
1 調査員が担当する2調査単位区は、同一ブロック又は隣接したブロックに含まれ、次のように交替する。

例えば、図4に示すように、ある調査員の担当する調査単位区の単位区符号が「02」と「05」で、まず国勢調査区番号⑩及び⑪からなる調査単位区A（単位区符号は「02」）と、国勢調査区番号⑬からなる調査単位区B（単位区符号は「05」）が割り当てられたとする。

この場合、調査単位区Aは2月から翌年1月までの期間、調査単位区Bは5月から翌年4月までの期間調査される。調査単位区Aは翌年2月に国勢調査区番号⑭及び⑮からなる調査単位区Cと交替し、調査単位区Bは翌年5月に国勢調査区番号⑰及び⑱からなる調査単位区Dと交替する。さらに翌々年の2月になると、調査単位区Cを別の調査単位区と交替して、単位区符号「02」を付与する。以後、同じ手順で反復する。

なお、ブロック内のクラスターを使い切った時には、隣接するブロックから抽出する。

図4 調査単位区の交替例



イ 寮・寄宿舍単位区

平成27年国勢調査の調査区地図上で無作為に一つの単位区を起点として定め、同時に交替する単位区を抽出する方向を決め、6か月ごとに順次交替する。

4 調査市町村の交替

都市階級が「小都市B・町村」に区分される調査市町村は、調査対象世帯数が少ないため、調査対象世帯数に応じて、あらかじめ調査年数を定め、原則としてこの年数に達した市町村は交替する。

当該調査市町村の交替は、毎年1月から3月にかけて実施することとし、交替する月は当該市町村の調査単位区符号によって決まる。

調査単位区符号が「01」、「04」、「07」、「10」の場合には1月に、「02」、「05」、「08」、「11」の場合には2月に、「03」、「06」、「09」、「12」の場合には3月に、それぞれ交替する。

IV 平均値及び標本誤差の推定方法

1 二人以上の世帯

二人以上の世帯の集計では、抽出率に基づく調整係数に、労働力調査の集計で推定される世帯数を補助情報とする世帯分布の補正係数を乗じたウェイトを用いて、平均値を推定する。

調整係数とは、各層における1調査世帯が何世帯の代表であることを示す値が基準となっている。しかし、単純な抽出率の逆数では、層によっては数値が大きくなってしまい、集計や分析の上で扱いにくい。そのため、那覇市の抽出率の逆数に対する各層の抽出率の逆数の比となっている。那覇市を基準とするのは、抽出率が全国の層の中で最も大きいためである。各層（調査市町村）の調整係数を巻末の別表2に示す。

世帯分布の補正には、労働力調査の集計で推定される世帯数の直近12か月の平均値を補助情報として使用する。世帯分布の補正は地方別、世帯人員別に行う。

平均値及びその標準誤差の推定式は次のとおりである。

ア 平均値の推定式

全国の月平均は次のように推定する。

$$\bar{x} = \frac{\sum_{ijkm} C_{ij} \alpha'_{ik} x_{ijkm}}{\sum_{ij} W_{ij}}$$

$$\alpha'_{ik} = \alpha_{ik} \left(\frac{n_{ik}}{n'_{ik}} \right) \quad C_{ij} = \frac{W_{ij}}{\sum_k \alpha'_{ik} n'_{ijk}}$$

$$\alpha_{ik} = \frac{\frac{N_{ik}}{n_{ik}}}{\frac{1}{\beta}} = \beta \frac{N_{ik}}{n_{ik}} \quad \beta = \frac{168}{83746} \quad (\text{那覇市の抽出率})$$

i : 地方10区分（北海道、東北、関東、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州、沖縄）

j : 世帯人員4区分（2人、3人、4人、5人以上）

k : 168層（調査市町村）

m : 世帯

x : 支出金額又は数量

W : 調査対象世帯数（労働力調査での推定値（直近12か月平均））

α' : 調整済み調整係数

α : 調整係数

n : 調査予定世帯数

n' : 集計世帯数

C : 世帯数分布を補正するために乗じる係数（以下「補正係数」とする。）

N : 調査市町村が属する層の調査対象世帯数（標本設計時の母集団情報）

イ 推定値の標準誤差

(ア) 標準誤差の推定式

二人以上の世帯における全国の月平均の推定値の標準誤差の2乗は次のように推定する。なお、実際の計算では、 α_{ik} の代わりに $\alpha'_{ik}C_{ij}$ 及び n_{ijk} の代わりに n'_{ijk} を用いる。

$$\sigma^2(\bar{x}) = \frac{1}{\left(\sum_{ij} W_{ij}\right)^2} \left(\sum_{ij} W_{ij}^2 \sigma^2(\bar{x}_{ij}) + \sum_i \sum_{j(1)j(2)} W_{ij(1)} W_{ij(2)} \text{Cov}(\bar{x}_{ij(1)}, \bar{x}_{ij(2)}) \right)$$

$(j(1) \neq j(2))$

$$\bar{x}_{ij} = \frac{\sum_k \sum_m \alpha_{ik} x_{ijkm}}{\sum_k \alpha_{ik} n_{ijk}}$$

$\sigma^2(\bar{x})$: 全国平均の推定値の標準誤差の2乗

$\sigma^2(\bar{x}_{ij})$: i地方、j世帯人員区分の平均の推定値の標準誤差の2乗

$\text{Cov}(\bar{x}_{ij(1)}, \bar{x}_{ij(2)})$: i地方、j(1)世帯人員区分の平均の推定値とi地方、j(2)世帯人員区分の平均の推定値との共分散

$j(\cdot)$: 世帯人員区分の1区分

$\sigma^2(\bar{x}_{ij})$ 、 $\text{Cov}(\bar{x}_{ij(1)}, \bar{x}_{ij(2)})$ は次のように求める。

$$\sigma^2(\bar{x}_{ij}) = \sum_k E_n \left[\frac{\alpha_{ik}^2 n_{ijk}^2}{\left(\sum_{k'} \alpha_{ik'} n_{ijk'}\right)^2} \sigma^2(\bar{x}_{ijk} | n_{ijk}) \right] + \sum_k \mu_{ijk}^2 \text{Var}_n \left(\frac{\alpha_{ik} n_{ijk}}{\sum_{k'} \alpha_{ik'} n_{ijk'}} \right)$$

$$+ \sum_{k(1)k(2)} \mu_{ijk(1)} \mu_{ijk(2)} \text{Cov}_n \left(\frac{\alpha_{ik(1)} n_{ijk(1)}}{\sum_{k'} \alpha_{ik'} n_{ijk'}}, \frac{\alpha_{ik(2)} n_{ijk(2)}}{\sum_{k'} \alpha_{ik'} n_{ijk'}} \right) \quad (k(1) \neq k(2))$$

$$\text{Cov}(\bar{x}_{ij(1)}, \bar{x}_{ij(2)}) = \sum_{k(1)k(2)} \mu_{ij(1)k(1)} \mu_{ij(2)k(2)} \text{Cov}_n \left(\frac{\alpha_{ik(1)} n_{ij(1)k(1)}}{\sum_{k'} \alpha_{ik'} n_{ij(1)k'}}, \frac{\alpha_{ik(2)} n_{ij(2)k(2)}}{\sum_{k'} \alpha_{ik'} n_{ij(2)k'}} \right)$$

$(j(1) \neq j(2), k(1) \text{及び} k(2) \text{は自由に動く})$

$\sigma^2(\bar{x}_{ijk} n_{ijk})$: n_{ijk} が与えられたときの \bar{x}_{ijk} の条件付標準誤差の 2 乗
$E_n(\cdot)$: 標本数の変動に関する \cdot の期待値
$Var_n(\cdot)$: 標本数の変動に関する \cdot の分散
$Cov_n(\cdot)$: 標本数の変動に関する \cdot の共分散
μ	: 母平均
$k(\cdot)$: 調査市町村のうちの 1 市町村
k'	: 168 層 (調査市町村)

(イ) 母数の推定

「(ア)」に示した推定式内の母数には、標本からの推定量を代わりに用いる。その求め方は次のとおり。

$\sigma^2(\bar{x}_{ijk} | n_{ijk})$ には次の近似値を代用する。

$$\sigma^2(\bar{x}_{ijk} | n_{ijk}) \approx \frac{Var(x_{ijk})}{n_{ijk}}$$

$Var(x_{ijk})$: i 地方、j 世帯人員、k 市町村の支出金額の分散

この近似値を用いて、 $\sigma^2(\bar{x}_{ij})$ を次のように推定する。

$$\begin{aligned} \sigma^2(\bar{x}_{ij}) = & \sum_k E_n \left(\frac{\alpha_{ik}^2 n_{ijk}}{\left(\sum_{k'} \alpha_{ik'} n_{ijk'} \right)^2} \right) Var(x_{ijk}) + \sum_k \mu_{ijk}^2 Var_n \left(\frac{\alpha_{ik} n_{ijk}}{\sum_{k'} \alpha_{ik'} n_{ijk'}} \right) \\ & + \sum_{k(1)k(2)} \mu_{ijk(1)} \mu_{ijk(2)} Cov_n \left(\frac{\alpha_{ik(1)} n_{ijk(1)}}{\sum_{k'} \alpha_{ik'} n_{ijk'}}, \frac{\alpha_{ik(2)} n_{ijk(2)}}{\sum_{k'} \alpha_{ik'} n_{ijk'}} \right) \quad (k(1) \neq k(2)) \end{aligned}$$

標本数の変動に関する母数は次のように 1 年間の変動から推定する。ただし、

$\sum_{k'} \alpha_{ik'} n_{ijk'}^{(t)} = 0$ のときは、その地方、世帯人員区分、市町村及び月を除いて計算する。

$$\begin{aligned} \overline{E}_n \left(\frac{\alpha_{ik}^2 n_{ijk}}{\left(\sum_{k'} \alpha_{ik'} n_{ijk'} \right)^2} \right) &= \frac{1}{b} \sum_t \left(\frac{\alpha_{ik}^2 n_{ijk}^{(t)}}{\left(\sum_{k'} \alpha_{ik'} n_{ijk'}^{(t)} \right)^2} \right) \\ \overline{Var}_n \left(\frac{\alpha_{ik} n_{ijk}}{\sum_{k'} \alpha_{ik'} n_{ijk'}} \right) &= \frac{1}{b} \sum_t \left(\frac{\alpha_{ik} n_{ijk}^{(t)}}{\sum_{k'} \alpha_{ik'} n_{ijk'}^{(t)}} - \overline{E}_n \left(\frac{\alpha_{ik} n_{ijk}}{\sum_{k'} \alpha_{ik'} n_{ijk'}} \right) \right)^2 \\ \overline{E}_n \left(\frac{\alpha_{ik} n_{ijk}}{\sum_{k'} \alpha_{ik'} n_{ijk'}} \right) &= \frac{1}{b} \sum_t \left(\frac{\alpha_{ik} n_{ijk}^{(t)}}{\sum_{k'} \alpha_{ik'} n_{ijk'}^{(t)}} \right) \\ \overline{Cov}_n \left(\frac{\alpha_{ik(1)} n_{ij(1)k(1)}}{\sum_{k'} \alpha_{ik'} n_{ij(1)k'}}, \frac{\alpha_{ik(2)} n_{ij(2)k(2)}}{\sum_{k'} \alpha_{ik'} n_{ij(2)k'}} \right) &= \frac{1}{b} \left(\sum_t \left(\frac{\alpha_{ik(1)} n_{ij(1)k(1)}^{(t)}}{\sum_{k'} \alpha_{ik'} n_{ij(1)k'}^{(t)}} - \overline{E}_n \left(\frac{\alpha_{ik(1)} n_{ij(1)k(1)}}{\sum_{k'} \alpha_{ik'} n_{ij(1)k'}} \right) \right) \right. \\ &\quad \left. \times \left(\frac{\alpha_{ik(2)} n_{ij(2)k(2)}^{(t)}}{\sum_{k'} \alpha_{ik'} n_{ij(2)k'}^{(t)}} - \overline{E}_n \left(\frac{\alpha_{ik(2)} n_{ij(2)k(2)}}{\sum_{k'} \alpha_{ik'} n_{ij(2)k'}} \right) \right) \right) \end{aligned}$$

t : 1月～12月

b : $\sum_{k'} \alpha_{ik'} n_{ijk'}^{(t)} \neq 0$ の月数 ($b \leq 12$)

$j(\bullet)$: 世帯人員区分1区分

支出に関する母数は次のように1か月の標本から推定する。

$$\begin{aligned} \overline{Var}(x_{ijk}) &= \frac{\sum (x_{ijkm} - \overline{\mu}_{ijk})^2}{n_{ijk}} \\ \overline{\mu}_{ijk} &= \frac{\sum x_{ijkm}}{n_{ijk}} \end{aligned}$$

なお、母平均の推定量 $\overline{\mu}_{ijk}$ が得られないときは0で計算する。

また、分散の推定量 $\overline{Var}(x_{ijk})$ が得られないときは、次の式から得られる地方内の単純不偏分散を代用する。これも得られないときは0で計算する。

$$\overline{Var}'(x_{ijk}) = \frac{\sum_k \sum_m (x_{ijkm} - \bar{\mu}_{ij})^2}{\sum_k n_{ijk}}$$

$$\bar{\mu}_{ij} = \frac{\sum_k \sum_m x_{ijkm}}{\sum_k n_{ijk}}$$

(7) 母数を標本からの推定量で代用した標準誤差の推定

「(イ)」で求めた母数の推定量を用いて、全国の月平均の標準誤差の2乗を次のように推定する。

$$\bar{\sigma}^2(\bar{x}) = \frac{1}{\left(\sum_{ij} W_{ij}\right)^2} \left(\sum_{ij} W_{ij}^2 \bar{\sigma}^2(\bar{x}_{ij}) + \sum_i \sum_{j(1)j(2)} W_{ij(1)} W_{ij(2)} \overline{Cov}(\bar{x}_{ij(1)}, \bar{x}_{ij(2)}) \right)$$

(j(1) ≠ j(2))

$$\bar{\sigma}^2(\bar{x}_{ij}) = \sum_k \bar{E}_n \left(\frac{\alpha_{ik}^2 n_{ijk}}{\left(\sum_{k'} \alpha_{ik'} n_{ijk'}\right)^2} \right) \overline{Var}(x_{ijk}) + \sum_k \bar{\mu}_{ijk}^2 \overline{Var}_n \left(\frac{\alpha_{ik} n_{ijk}}{\sum_{k'} \alpha_{ik'} n_{ijk'}} \right)$$

$$+ \sum_{k(1)k(2)} \bar{\mu}_{ijk(1)} \bar{\mu}_{ijk(2)} \overline{Cov}_n \left(\frac{\alpha_{ik(1)} n_{ijk(1)}}{\sum_{k'} \alpha_{ik'} n_{ijk'}}, \frac{\alpha_{ik(2)} n_{ijk(2)}}{\sum_{k'} \alpha_{ik'} n_{ijk'}} \right) \quad (k(1) \neq k(2))$$

$$\overline{Cov}(x_{ij(1)}, x_{ij(2)}) = \sum_{k(1)k(2)} \bar{\mu}_{ij(1)k(1)} \bar{\mu}_{ij(2)k(2)} \overline{Cov}_n \left(\frac{\alpha_{ik(1)} n_{ij(1)k(1)}}{\sum_{k'} \alpha_{ik'} n_{ij(1)k'}}, \frac{\alpha_{ik(2)} n_{ij(2)k(2)}}{\sum_{k'} \alpha_{ik'} n_{ij(2)k'}} \right)$$

(j(1) ≠ j(2))

(家計収支編)

年平均の推定値の標準誤差の2乗は次のように推定する。

$$\bar{\sigma}_{year}^2(\bar{x}) = \frac{\sum_t \bar{\sigma}^2(\bar{x})^{(t)}}{12^2} \quad (t = 1 \sim 12)$$

$\bar{\sigma}^2(\bar{x})^{(t)}$: t月の平均値の推定値の標準誤差の2乗

(貯蓄負債編)

四半期平均及び年平均の推定値の標準誤差の2乗は次のように推定する。

$$\overline{\sigma}_Q^2(\bar{x}) = \frac{\sum_t \overline{\sigma}^2(\bar{x})^{(t)}}{3^2} \times \frac{18}{8} \quad (\text{注}) \quad (t = \text{当該3か月})$$

$$\overline{\sigma}_{year}^2(\bar{x}) = \frac{\sum_t \overline{\sigma}^2(\bar{x})^{(t)}}{12^2} \times \frac{72}{17} \quad (\text{注}) \quad (t = 1 \sim 12)$$

$\overline{\sigma}^2(\bar{x})^{(t)}$: t月の推定値の標準誤差の2乗

$\overline{\sigma}_Q^2(\bar{x})$: 四半期の推定値の標準誤差の2乗

$\overline{\sigma}_{year}^2(\bar{x})$: 年平均の推定値の標準誤差の2乗

(注) : 貯蓄及び負債額については、各調査世帯の調査開始3か月目に調査した金額を6か月間の当該世帯の貯蓄及び負債としているため、係数を用いて調査世帯数を補正している。

これより、標準誤差と標準誤差率は次のように求められる。

$$\text{標準誤差}(\%) = \sqrt{\overline{\sigma}^2(\bar{x})}$$

$$\text{標準誤差率}(\%) = 100 \times \frac{\sqrt{\overline{\sigma}^2(\bar{x})}}{\bar{x}}$$

2 単身世帯

(1) 四半期平均（調整係数を用いない）

単身世帯の四半期平均値の推定では、時系列の安定性を重視する観点から、後述する年平均の推定とは異なる。具体的には、四半期平均値の推計は、調整係数をウェイトに用いずに、労働力調査の集計で推定される世帯数を補助情報とした世帯分布の補正のみ行う。世帯分布の補正は、性及び年齢階級別に行う。

なお、この推定値は不偏推定量とはならない。

平均値及びその標準誤差の推定式は次のとおりである。

ア 平均値の推定

全国の四半期平均（ \bar{x}_Q ）は次のように推定する。

$$\bar{x}_Q = \frac{\sum \bar{x}_d}{3}$$

Q : 各四半期（1月～3月、4月～6月、7月～9月、10月～12月）

\bar{x}_d : d月の全国平均の推定値

d : 四半期に属する3か月

全国の月平均は次のように推定する。

$$\bar{x}_d = \frac{\sum_{gm} C_g x_{gm}}{\sum_g W_g}$$

$$C_g = \frac{W_g}{n'_g}$$

g : 世帯数分布の補正区分（男女×年齢階級3区分（35歳未満、35～59歳、60歳以上）による6区分）（以下「補正区分」という。）

x : 支出金額又は数量

m : 世帯

W : 調査対象世帯数（労働力調査での推定値（直近12か月平均））

C : 補正係数

n' : 集計世帯数

イ 推定値の標準誤差

(ア) 標準誤差の推定式

全国の月平均の推定値の標準誤差の2乗は次のように推定する。なお、実際の計算では n の代わりに n' を用いる。

$$\sigma^2(\bar{x}) = \frac{1}{\left(\sum_g W_g\right)^2} \left(\sum_g W_g^2 \sigma^2(\bar{x}_g) \right)$$

$$\bar{x}_g = \frac{\sum x_{gm}}{n_g}$$

$\sigma^2(\bar{x})$: 全国平均の推定値の標準誤差の2乗

$\sigma^2(\bar{x}_g)$: g補正区分の平均値の推定値の標準誤差の2乗

$\sigma^2(\bar{x}_g)$ は次のように求める。

$$\sigma^2(\bar{x}_g) = \sigma^2(\bar{x}_g | n_g)$$

$\sigma^2(\bar{x}_g | n_g)$: n_g が与えられたときの \bar{x}_g の条件付標準誤差の2乗

μ : 母平均

(イ) 母数の推定

「(ア)」に示した推定式内の母数には、標本からの推定量を代わりに用いる。その求め方は次のとおり。

$\sigma^2(\bar{x}_g | n_g)$ を推定するためには、調査を行っていない市町村の評価などを行わなければならない。しかし、補正区分別、市町村別の標本数はほとんどが0から2であり、評価の方法がないため、次の近似値で代用する。

$$\sigma^2(\bar{x}_g | n_g) \approx \frac{Var(x_g)}{n_g}$$

$Var(x_g)$: g補正区分の分散

この近似値を用いて、 $\bar{\sigma}^2(\bar{x}_g)$ を次のように推定する。

$$\bar{\sigma}^2(\bar{x}_g) = \frac{n_g}{n_g^2} \text{Var}(x_g)$$

支出に関する母数は次のように1か月の標本から推定する。母平均の推定量 $\bar{\mu}_g$ が得られないときは0で計算する。また、分散の推定量 $\overline{\text{Var}}(x_g)$ が得られないときは0で計算する。

$$\bar{\mu}_g = \frac{\sum x_{gm}}{n_g}$$

$$\overline{\text{Var}}(x_g) = \frac{\sum (x_{gm} - \bar{\mu}_g)^2}{n_g}$$

(ウ) 母数を標本からの推定量で代用した標準誤差の推定

「(イ)」で求めた母数の推定量を用いて、毎月の全国平均の標準誤差の2乗を次のように推定する。

$$\bar{\sigma}^2(\bar{x}) = \frac{1}{\left(\sum_g W_g\right)^2} \left(\sum_g W_g^2 \bar{\sigma}^2(\bar{x}_g) \right)$$

$$\bar{\sigma}^2(\bar{x}_g) = \frac{n_g}{n_g^2} \overline{\text{Var}}(x_g)$$

四半期平均の推定値の標準誤差の2乗は次のように推定する。

$$\bar{\sigma}_Q^2(\bar{x}) = \frac{\sum \bar{\sigma}^2(\bar{x})^{(d)}}{3^2}$$

$\bar{\sigma}_Q^2(\bar{x})$: 四半期平均の推定値の標準誤差の2乗

$\bar{\sigma}^2(\bar{x})^{(d)}$: d月の平均の推定値の標準誤差の2乗

これより、四半期平均の標準誤差と標準誤差率は次のように求められる。

$$\text{標準誤差 (\%)} = \sqrt{\sigma_{\varrho}^2(\bar{x})}$$

$$\text{標準誤差率 (\%)} = 100 \times \frac{\sqrt{\sigma_{\varrho}^2(\bar{x})}}{\bar{x}_{\varrho}}$$

(2) 年平均（調整係数を用いる）

年平均値の推定では、不偏性を重視する観点から世帯分布の補正に加えて調整係数をウェイトに用いている。単身世帯の集計における調整係数は、一般単位区の世帯については地方・都市階級別に算出し、寮・寄宿舍単位区の世帯については地方別に算出している。地方・都市階級別の調整係数を巻末の別表3に示す。なお、ここでの「都市階級」は、次に示すとおり標本設計で用いた都市階級とは異なる。

都市階級	人口規模等
大都市	政令指定都市
中都市（県庁市）	大都市を除く人口15万以上の市のうちの県庁所在市
中都市（県庁市以外）	大都市を除く人口15万以上の市のうちの県庁所在市でない市
小都市・町村	人口15万未満の市及び町村

平均値及びその標準誤差の推定式は次のとおりである。

ア 平均値の推定値

全国の年平均は次のように推定する。

$$\bar{x}_{year} = \frac{\sum \bar{x}_p}{12}$$

\bar{x}_p : p 月の全国平均の推定値

p : 1月～12月

全国の月平均は次のように推定する。

$$\bar{x}_p = \frac{\sum_{i'hgm} C_{i'g} \alpha'_{i'h} x_{i'hgm} + \sum_{i''gm} C_{i''g} \alpha'_{i''} x_{i''gm}}{\sum_{i'g} W_{i'g}}$$

$$C_{i'g} = \frac{W_{i'g}}{\sum_h \alpha'_{i'h} n'_{i'hg} + \alpha'_{i''} r'_{i'g}}$$

$$\alpha'_{i'h} = \alpha_{i'h} \frac{n_{i'h}}{n'_{i'h}} \quad \alpha'_{i''} = \alpha_{i''} \frac{r_{i''}}{r'_{i''}}$$

$$\alpha_{i'h} = \beta \frac{N_{i'h}}{n_{i'h}} \quad \alpha_{i''} = \beta \frac{R_{i''}}{r_{i''}}$$

$$\beta = \frac{168}{83746} \quad (\text{二人以上の世帯の那覇市の抽出率})$$

i' : 地方7区分（北海道・東北、関東、北陸・東海、近畿、中国・四国、九州、沖縄）

i'' : 地方6区分（北海道・東北、関東、北陸・東海、近畿、中国・四国、九州・沖縄）

h : 都市階級区分（大都市、中都市（県庁市）、中都市（県庁市以外）、小都市・町村）

g : 世帯数分布の補正区分

m : 世帯

C : 補正係数

α' : 調整済み調整係数

x : 支出金額又は数量

W : 調査対象世帯数（労働力調査での推計値）

α : 調整係数

n : 一般単位区の調査予定世帯数

n' : 一般単位区の集計世帯数

r : 寮・寄宿舎単位区の調査予定世帯数

r' : 寮・寄宿舎単位区の集計世帯数

N : 一般単位区の調査対象世帯数（標本設計時の母集団情報）

R : 寮・寄宿舎単位区の調査対象世帯数（標本設計時の母集団情報）

イ 推定値の標本誤差

(7) 標準誤差の推定式

全国の月平均の推定値の標準誤差の2乗は次のように推定する。なお、実際の計算では α_{ih} の代わりに $\alpha'_{i'h} C_{i'g}$ (一般単位区の場合) 又は $\alpha'_{i'} C_{i'g}$ (寮・寄宿舍単位区の場合) を、 n_{igh} の代わりに n'_{igh} (一般単位区の場合) 又は $r'_{i'g}$ (寮・寄宿舍単位区の場合) を用いる。

$$\sigma^2(\bar{x}) = \frac{1}{\left(\sum_{ig} W_{ig}\right)^2} \left(\sum_{ig} W_{ig}^2 \sigma^2(\bar{x}_{ig}) + \sum_i \sum_{g(1)g(2)} W_{ig(1)g(2)} Cov(\bar{x}_{ig(1)}, \bar{x}_{ig(2)}) \right)$$

(g(1) ≠ g(2))

$$\bar{x}_{ig} = \frac{\sum_h \sum_m \alpha_{ih} x_{ighm}}{\sum_h \alpha_{ih} n_{igh}}$$

$\sigma^2(\bar{x})$: 全国の月平均の推定値の標準誤差の2乗

$\sigma^2(\bar{x}_{ig})$: i地方、g補正区分別平均の推定値の標準誤差の2乗

$Cov(\bar{x}_{ig(1)}, \bar{x}_{ig(2)})$: i地方、g(1)補正区分別平均の推定値とi地方、g(2)補正区分別平均の推定値の共分散

g(•) : 補正区分1区分

$\sigma^2(\bar{x}_{ig})$ と $Cov(\bar{x}_{ig(1)}, \bar{x}_{ig(2)})$ は次のように求める。

$$\sigma^2(\bar{x}_{ig}) = \sum_h E_n \left(\frac{\alpha_{ih}^2 n_{igh}^2}{\left(\sum_{h'} \alpha_{ih'} n_{igh'}\right)^2} \sigma^2(\bar{x}_{igh} | n_{igh}) \right) + \sum_h \mu_{igh}^2 Var_n \left(\frac{\alpha_{ih} n_{igh}}{\sum_{h'} \alpha_{ih'} n_{igh'}} \right)$$

$$+ \sum_{h(1)h(2)} \mu_{igh(1)} \mu_{igh(2)} Cov_n \left(\frac{\alpha_{ih(1)} n_{igh(1)}}{\sum_{h'} \alpha_{ih'} n_{igh'}}, \frac{\alpha_{ih(2)} n_{igh(2)}}{\sum_{h'} \alpha_{ih'} n_{igh'}} \right) \quad (h(1) \neq h(2))$$

$$Cov(\bar{x}_{ig(1)}, \bar{x}_{ig(2)}) = \sum_{h(1)h(2)} \mu_{ig(1)h(1)} \mu_{ig(2)h(2)} Cov_n \left(\frac{\alpha_{ih(1)} n_{ig(1)h(1)}}{\sum_{h'} \alpha_{ih'} n_{ig(1)h'}}, \frac{\alpha_{ih(2)} n_{ig(2)h(2)}}{\sum_{h'} \alpha_{ih'} n_{ig(2)h'}} \right)$$

(g(1) ≠ g(2))

$\sigma^2(\bar{x}_{igh} n_{igh})$: n_{igh} が与えられたときの \bar{x}_{igh} の条件付標準誤差の 2 乗
$E_n(\cdot)$: 標本数の変動に関する \cdot の期待値
$Var_n(\cdot)$: 標本数の変動に関する \cdot の分散
$Cov_n(\cdot)$: 標本数の変動に関する \cdot の共分散
$h(\cdot)$: 都市階級区分の 1 区分
μ	: 母平均
h'	: 都市階級区分

(イ) 母数の推定

「(ア)」に示した推定式内の母数には、標本からの推定量を代わりに用いる。その求め方は次のとおり。

$\sigma^2(\bar{x}_{igh}|n_{igh})$ の推定に当たっては、調査を行っていない市町村の評価などを行わなければならない。しかし、補正区分別、調査市町村別の標本数はほとんどが 0 から 2 であり、評価の方法がないため、次の近似値で代用する。

$$\sigma^2(\bar{x}_{igh}|n_{igh}) \approx Var(x_{igh})$$

$$Var(x_{igh}) \quad : \quad i \text{ 地方、} g \text{ 補正区分、} h \text{ 都市階級の分散}$$

この近似値を用いて $\sigma^2(\bar{x}_{ig})$ を次のように推定する。

$$\begin{aligned} \sigma^2(\bar{x}_{ig}) = & \sum_h E_n \left(\frac{\alpha_{ih}^2 n_{igh}}{\left(\sum_{h'} \alpha_{ih'} n_{igh'} \right)^2} \right) Var(x_{igh}) + \sum_h \mu_{igh}^2 Var_n \left(\frac{\alpha_{ih} n_{igh}}{\sum_{h'} \alpha_{ih'} n_{igh'}} \right) \\ & + \sum_{h(1)h(2)} \mu_{igh(1)} \mu_{igh(2)} Cov_n \left(\frac{\alpha_{ih(1)} n_{igh(1)}}{\sum_{h'} \alpha_{ih'} n_{igh'}}, \frac{\alpha_{ih(2)} n_{igh(2)}}{\sum_{h'} \alpha_{ih'} n_{igh'}} \right) \quad (h(1) \neq h(2)) \end{aligned}$$

標本数の変動に関する母数は次のように 1 年間の変動から推定する。ただし、

$\sum_{h'} \alpha_{ih'} n_{igh'}^{(t)} = 0$ のときは、その地方、補正区分、都市階級及び月を除いて計算する。

$$\begin{aligned} \overline{E}_n \left(\frac{\alpha_{ih}^2 n_{igh}}{\left(\sum_{h'} \alpha_{ih'} n_{igh'} \right)^2} \right) &= \frac{1}{b} \sum_t \left(\frac{\alpha_{ih}^2 n_{igh}^{(t)}}{\left(\sum_{h'} \alpha_{ih'} n_{igh'}^{(t)} \right)^2} \right) \\ \overline{Var}_n \left(\frac{\alpha_{ih} n_{igh}}{\sum_{h'} \alpha_{ih'} n_{igh'}} \right) &= \frac{1}{b} \sum_t \left(\frac{\alpha_{ih} n_{igh}^{(t)}}{\sum_{h'} \alpha_{ih'} n_{igh'}^{(t)}} - \overline{E}_n \left(\frac{\alpha_{ih} n_{igh}}{\sum_{h'} \alpha_{ih'} n_{igh'}} \right) \right)^2 \\ \overline{E}_n \left(\frac{\alpha_{ih} n_{igh}}{\sum_{h'} \alpha_{ih'} n_{igh'}} \right) &= \frac{1}{b} \sum_t \left(\frac{\alpha_{ih} n_{igh}^{(t)}}{\sum_{h'} \alpha_{ih'} n_{igh'}^{(t)}} \right) \\ \overline{Cov}_n \left(\frac{\alpha_{ih(1)} n_{ig(1)h(1)}}{\sum_{h'} \alpha_{ih'} n_{ig(1)h'}}, \frac{\alpha_{ih(2)} n_{ig(2)h(2)}}{\sum_{h'} \alpha_{ih'} n_{ig(2)h'}} \right) &= \frac{1}{b} \sum_t \left(\left(\frac{\alpha_{ih(1)} n_{ig(1)h(1)}^{(t)}}{\sum_{h'} \alpha_{ih'} n_{ig(1)h'}^{(t)}} - \overline{E}_n \left(\frac{\alpha_{ih(1)} n_{ig(1)h(1)}}{\sum_{h'} \alpha_{ih'} n_{ig(1)h'}} \right) \right) \right. \\ &\quad \left. \times \left(\frac{\alpha_{ih(2)} n_{ig(2)h(2)}^{(t)}}{\sum_{h'} \alpha_{ih'} n_{ig(2)h'}^{(t)}} - \overline{E}_n \left(\frac{\alpha_{ih(2)} n_{ig(2)h(2)}}{\sum_{h'} \alpha_{ih'} n_{ig(2)h'}} \right) \right) \right) \end{aligned}$$

t : 1月～12月

n : 標本数

b : $\sum_{h'} \alpha_{ih'} n_{igh'}^{(t)} \neq 0$ の月数 ($b \leq 12$)

支出に関する母数は次のように1か月の標本から推定する。

$$\begin{aligned} \overline{Var}(x_{igh}) &= \frac{\sum (x_{ighm} - \overline{\mu}_{igh})^2}{n_{igh}} \\ \overline{\mu}_{igh} &= \frac{\sum x_{ighm}}{n_{igh}} \end{aligned}$$

なお、母平均の推定量 $\overline{\mu}_{igh}$ が得られないときは0で計算する。

また、母分散の推定量 $\overline{Var}(x_{igh})$ が得られないときは、次の式から得られる地方内の

の単純不偏分散を代用する。これも得られないときは0で計算する。

$$\overline{Var}(x_{igh}) = \frac{\sum_h \sum_m (x_{ighm} - \bar{\mu}_{ig})^2}{\sum_h n_{igh}}$$

$$\bar{\mu}_{ig} = \frac{\sum_h \sum_m x_{ighm}}{\sum_h n_{igh}}$$

(ウ) 母数を標本からの推定量で代用した標準誤差の推定

以上の母数の推定量を用いて、全国の月平均の推定値の標準誤差の2乗を次のように推定する。

$$\bar{\sigma}^2(\bar{x}) = \frac{1}{\left(\sum_{ig} W_{ig}\right)^2} \left(\sum_{ig} W_{ig}^2 \bar{\sigma}^2(\bar{x}_{ig}) + \sum_i \sum_{g(1)g(2)} W_{ig(1)} W_{ig(2)} \overline{Cov}(\bar{x}_{ig(1)}, \bar{x}_{ig(2)}) \right)$$

$$(g(1) \neq g(2))$$

$$\bar{\sigma}^2(\bar{x}_{ig}) = \sum_h \bar{E}_n \left(\frac{\alpha_{ih}^2 n_{igh}}{\left(\sum_{h'} \alpha_{ih'} n_{igh'}\right)^2} \overline{Var}(x_{igh}) + \sum_h \bar{\mu}_{igh}^2 \overline{Var}_n \left(\frac{\alpha_{ih} n_{igh}}{\sum_{h'} \alpha_{ih'} n_{igh'}} \right) \right)$$

$$+ \sum_{h(1)h(2)} \bar{\mu}_{igh(1)} \bar{\mu}_{igh(2)} \overline{Cov}_n \left(\frac{\alpha_{ih(1)} n_{igh(1)}}{\sum_{h'} \alpha_{ih'} n_{igh'}}, \frac{\alpha_{ih(2)} n_{igh(2)}}{\sum_{h'} \alpha_{ih'} n_{igh'}} \right) \quad (h(1) \neq h(2))$$

$$\overline{Cov}(\bar{x}_{ig(1)}, \bar{x}_{ig(2)}) = \sum_{h(1)h(2)} \bar{\mu}_{ig(1)h(1)} \bar{\mu}_{ig(2)h(2)} \overline{Cov}_n \left(\frac{\alpha_{ih(1)} n_{ig(1)h(1)}}{\sum_{h'} \alpha_{ih'} n_{ig(1)h'}}, \frac{\alpha_{ih(2)} n_{ig(2)h(2)}}{\sum_{h'} \alpha_{ih'} n_{ig(2)h'}} \right)$$

$$(g(1) \neq g(2))$$

年平均の推定値の標準誤差の2乗は次のように推定する。

$$\bar{\sigma}_{year}^2(\bar{x}) = \frac{\sum_p \bar{\sigma}^2(\bar{x})^{(p)}}{12^2} \quad (p = 1 \sim 12)$$

$\bar{\sigma}^2(\bar{x})^{(p)}$: p月の平均値の推定値の標準誤差の2乗

これより、年平均の標準誤差と標準誤差率は次のように求められる。

$$\text{標準誤差 (\%)} = \sqrt{\sigma_{year}^2(\bar{x})}$$

$$\text{標準誤差率 (\%)} = 100 \times \frac{\sqrt{\sigma_{year}^2(\bar{x})}}{\bar{x}}$$

別表1 地方・都市階級、層別市町村一覧

[県庁所在市、政令指定都市]

地方	都市階級	層番号	層化基準	調査世帯数	二人以上の世帯の調査対象世帯数	調整係数	対象市町村数	層に含まれる市 ・下線はH30標本改正時の調査市
北海道 東北	県	—	—	96	545,173	11.4	1	(01北海道) <u>100札幌市</u>
		—	—	96	79,434	1.7	1	(02青森県) <u>201青森市</u>
		—	—	96	79,489	1.7	1	(03岩手県) <u>201盛岡市</u>
		—	—	96	283,021	5.9	1	(04宮城県) <u>100仙台市</u>
		—	—	96	87,965	1.8	1	(05秋田県) <u>201秋田市</u>
		—	—	96	67,164	1.4	1	(06山形県) <u>201山形市</u>
		—	—	96	79,191	1.7	1	(07福島県) <u>201福島市</u>
関東	県	—	—	96	74,346	1.6	1	(08茨城県) <u>201水戸市</u>
		—	—	96	143,826	3.0	1	(09栃木県) <u>201宇都宮市</u>
		—	—	96	93,721	2.0	1	(10群馬県) <u>201前橋市</u>
		—	—	96	354,217	7.4	1	(11埼玉県) <u>100さいたま市</u>
		—	—	96	276,813	5.8	1	(12千葉県) <u>100千葉市</u>
		—	—	408	2,368,628	11.6	1	(13東京都) <u>100特別区部</u>
		—	—	144	1,047,737	14.6	1	(14神奈川県) <u>100横浜市</u>
		—	—	96	52,705	1.1	1	(19山梨県) <u>201甲府市</u>
		—	—	96	105,516	2.2	1	(20長野県) <u>201長野市</u>
	—	政	—	—	96	395,238	8.3	1
—	—	—	—	96	200,597	4.2	1	(14神奈川県) <u>150相模原市</u>
北陸	県	—	—	96	217,047	4.5	1	(15新潟県) <u>100新潟市</u>
		—	—	96	114,114	2.4	1	(16富山県) <u>201富山市</u>
		—	—	96	122,254	2.6	1	(17石川県) <u>201金沢市</u>
		—	—	96	69,354	1.4	1	(18福井県) <u>201福井市</u>
東海	県	—	—	96	110,572	2.3	1	(21岐阜県) <u>201岐阜市</u>
		—	—	96	196,565	4.1	1	(22静岡県) <u>100静岡市</u>
		—	—	108	610,618	11.3	1	(23愛知県) <u>100名古屋</u>
		—	—	96	78,146	1.6	1	(24三重県) <u>201津市</u>
	—	政	—	—	96	217,095	4.5	1
近畿	県	—	—	96	96,804	2.0	1	(25滋賀県) <u>201大津市</u>
		—	—	96	385,580	8.1	1	(26京都府) <u>100京都市</u>
		—	—	132	695,208	10.6	1	(27大阪府) <u>100大阪市</u>
		—	—	96	424,424	8.9	1	(28兵庫県) <u>100神戸市</u>
		—	—	96	104,181	2.2	1	(29奈良県) <u>201奈良市</u>
		—	—	96	104,429	2.2	1	(30和歌山県) <u>201和歌山市</u>
	—	政	—	—	96	239,081	5.0	1
中国	県	—	—	96	50,884	1.1	1	(31鳥取県) <u>201鳥取市</u>
		—	—	96	54,257	1.1	1	(32島根県) <u>201松江市</u>
		—	—	96	191,792	4.0	1	(33岡山県) <u>100岡山市</u>
		—	—	96	329,517	6.9	1	(34広島県) <u>100広島市</u>
		—	—	96	53,442	1.1	1	(35山口県) <u>203山口市</u>
四国	県	—	—	96	68,495	1.4	1	(36徳島県) <u>201徳島市</u>
		—	—	96	116,608	2.4	1	(37香川県) <u>201高松市</u>
		—	—	96	140,901	2.9	1	(38愛媛県) <u>201松山市</u>
		—	—	96	91,662	1.9	1	(39高知県) <u>201高知市</u>
九州	県	—	—	96	384,325	8.0	1	(40福岡県) <u>130福岡市</u>
		—	—	96	62,545	1.3	1	(41佐賀県) <u>201佐賀市</u>
		—	—	96	119,087	2.5	1	(42長崎県) <u>201長崎市</u>
		—	—	96	199,183	4.2	1	(43熊本県) <u>100熊本市</u>
		—	—	96	133,365	2.8	1	(44大分県) <u>201大分市</u>
		—	—	96	112,379	2.3	1	(45宮崎県) <u>201宮崎市</u>
		—	—	96	164,538	3.4	1	(46鹿児島県) <u>201鹿児島市</u>
	—	政	—	—	96	268,056	5.6	1
沖縄	県	—	—	168	83,746	1.0	1	(47沖縄県) <u>201那覇市</u>

地方	都市階級	層番号	層化基準	二人以上の世帯の調査対象世帯数	調整係数	対象市町村数	層に含まれる市 ・ 下線はH30標本改正時の調査市
北海道	中	1	人口集中地区人口比率89.3%未満	124,868	7.0	2	(01北海道) 202函館市 213苫小牧市
		2	人口集中地区人口比率89.3%以上	195,684	10.9	3	(01北海道) 204旭川市 206釧路市 207帯広市
	小A	1	人口増減率-2.1%未満、 65歳以上世帯数比率41.1%未満	87,606	7.3	3	(01北海道) 208北見市 217江別市 235石狩市
		2	人口増減率-2.1%未満、 65歳以上世帯数比率41.1%以上	85,067	7.1	3	(01北海道) 203小樽市 205室蘭市 210岩見沢市
		3	人口増減率-2.1%以上	64,347	5.4	3	(01北海道) 224千歳市 231恵庭市 234北広島市
東北	中	1	65歳以上世帯数比率38.8%未満	184,819	10.3	2	(07福島県) 203郡山市 204いわき市
		2	65歳以上世帯数比率38.8%以上	111,197	6.2	2	(02青森県) 202弘前市 203八戸市
	小A	1	人口集中地区人口比率20.8%未満	175,188	14.6	8	(03岩手県) 205花巻市 209一関市 (04宮城県) 205気仙沼市 212登米市 213栗原市 (05秋田県) 203横手市 212大仙市 (07福島県) 210二本松市
		2	人口集中地区人口比率20.8%~33.3%未満	196,414	16.4	9	(02青森県) 205五所川原市 208むつ市 (03岩手県) 202宮古市 206北上市 215奥州市 (04宮城県) 215大崎市 (05秋田県) 204大館市 210由利本荘市 (07福島県) 213伊達市
		3	人口集中地区人口比率33.3%~53.7%未満	154,156	12.9	8	(02青森県) 206十和田市 216滝沢市 (05秋田県) 202能代市 (06山形県) 202米沢市 203鶴岡市 (07福島県) 205白河市 207須賀川市 212南相馬市
		4	人口集中地区人口比率53.7%以上	186,598	15.6	8	(04宮城県) 202石巻市 203塩竈市 207名取市 (06山形県) 209多賀城市 216富谷市 (07福島県) 204酒田市 210天童市 202会津若松市
関東	中	1	人口集中地区人口比率74.8%未満、 第2次産業就業者数比率32.4%未満、 人口増減率-0.1%未満	266,447	14.8	5	(08茨城県) 221ひたちなか市 (11埼玉県) 202熊谷市 232久喜市 (12千葉県) 208野田市 219市原市
		2	人口集中地区人口比率74.8%未満、 第2次産業就業者数比率32.4%未満、 人口増減率-0.1%以上	225,981	12.6	3	(08茨城県) 220つくば市 (10群馬県) 202高崎市 (20長野県) 202松本市
		3	人口集中地区人口比率74.8%未満、 第2次産業就業者数比率32.4%以上	251,719	14.0	5	(09栃木県) 203栃木市 208小山市 (10群馬県) 204伊勢崎市 205太田市 (20長野県) 203上田市
		4	人口集中地区人口比率74.8%~88.8%未満、 第1次産業就業者数比率1.5%未満	351,433	19.6	5	(08茨城県) 202日立市 (11埼玉県) 214春日部市 (12千葉県) 217柏市 220流山市 (14神奈川県) 212厚木市
		5	人口集中地区人口比率74.8%~88.8%未満、 第1次産業就業者数比率1.5%以上	295,529	16.5	5	(11埼玉県) 201川越市 215狭山市 (12千葉県) 212佐倉市 (14神奈川県) 206小田原市 211秦野市
		6	人口集中地区人口比率88.8%~93.9%未満、 第1次産業就業者数比率1.1%未満	317,468	17.7	3	(11埼玉県) 219上尾市 222越谷市 (13東京都) 201八王子市
		7	人口集中地区人口比率88.8%~93.9%未満、 第1次産業就業者数比率1.1%以上	345,721	19.3	4	(11埼玉県) 208所沢市 (12千葉県) 221八千代市 (14神奈川県) 203平塚市 205藤沢市
		8	人口集中地区人口比率93.9%~95.9%未満	355,127	19.8	4	(11埼玉県) 230新座市 (13東京都) 209町田市 (14神奈川県) 201横須賀市 207茅ヶ崎市
		9	人口集中地区人口比率95.9%以上、 第2次産業就業者数比率17.4%未満、 人口増減率1.9%未満	334,963	18.7	5	(12千葉県) 203市川市 227浦安市 (13東京都) 204三鷹市 211小平市 229西東京市
		10	人口集中地区人口比率95.9%以上、 第2次産業就業者数比率17.4%未満、 人口増減率1.9%以上	305,106	17.0	3	(12千葉県) 204船橋市 (13東京都) 206府中市 208調布市
		11	人口集中地区人口比率95.9%以上、 第2次産業就業者数比率17.4%~19.9%未満	281,134	15.7	4	(12千葉県) 207松戸市 216習志野市 (13東京都) 202立川市 (14神奈川県) 204鎌倉市
		12	人口集中地区人口比率95.9%以上、 第2次産業就業者数比率19.9%以上	346,660	19.3	4	(11埼玉県) 203川口市 221草加市 (13東京都) 212日野市 (14神奈川県) 213大和市

地方	都市階級	層番号	層化基準	二人以上の世帯の調査対象世帯数	調整係数	対象市町村数	層に含まれる市 ・ 下線はH30標本改正時の調査市
関東	小A	1	人口集中地区人口比率17.2%未満	307,877	25.7	16	(08茨城県) 212常陸太田市 216笠間市 226那珂市 227筑西市 228坂東市 236小美玉市 (09栃木県) 206日光市 (10群馬県) 211安中市 (12千葉県) 215旭市 230八街市 236香取市 237山武市 (19山梨県) 208南アルプス市 211笛吹市 (20長野県) 209伊那市 220安曇野市
		2	人口集中地区人口比率17.2%~35.5%未満	305,307	25.5	15	(08茨城県) 211常総市 222鹿嶋市 232神栖市 (09栃木県) 209真岡市 210大田原市 213那須塩原市 (10群馬県) 208渋川市 209藤岡市 212みどり市 (12千葉県) 213東金市 (20長野県) 205飯田市 206諏訪市 214茅野市 217佐久市 218千曲市
		3	人口集中地区人口比率35.5%~50.7%未満	323,687	27.1	13	(08茨城県) 204古河市 205石岡市 207結城市 (09栃木県) 204佐野市 205鹿沼市 (11埼玉県) 207秩父市 210加須市 212東松山市 216羽生市 218深谷市 (12千葉県) 202銚子市 210茂原市 (20長野県) 207須坂市
		4	人口集中地区人口比率50.7%~61.6%未満	304,980	25.5	13	(08茨城県) 203土浦市 208龍ヶ崎市 (09栃木県) 202足利市 216下野市 (10群馬県) 207館林市 (11埼玉県) 206行田市 211本庄市 240幸手市 242日高市 (12千葉県) 225君津市 229袖ヶ浦市 231印西市 (20長野県) 215塩尻市
		5	人口集中地区人口比率61.6%~86.2%未満、 第2次産業就業者数比率24.6%未満	331,572	27.7	13	(08茨城県) 217取手市 219牛久市 (11埼玉県) 217鴻巣市 231桶川市 233北本市 238蓮田市 246白岡市 (12千葉県) 206木更津市 211成田市 228四街道市 232白井市 (13東京都) 225稲城市 228あきる野市
		6	人口集中地区人口比率61.6%~86.2%未満、 第2次産業就業者数比率24.6%以上	268,171	22.4	10	(08茨城県) 224守谷市 (10群馬県) 203桐生市 (11埼玉県) 209飯能市 225入間市 239坂戸市 243吉川市 (13東京都) 205青梅市 (14神奈川県) 214伊勢原市 (19山梨県) 210甲斐市 (20長野県) 204岡谷市
		7	人口集中地区人口比率86.2%~94.9%未満	309,631	25.9	10	(11埼玉県) 235富士見市 237三郷市 241鶴ヶ島市 245ふじみ野市 (12千葉県) 222我孫子市 224鎌ヶ谷市 (14神奈川県) 208逗子市 215海老名市 216座間市 218綾瀬市
		8	人口集中地区人口比率94.9%以上、 第2次産業就業者数比率17.4%未満	269,838	22.6	9	(11埼玉県) 229和光市 (13東京都) 203武蔵野市 210小金井市 213東村山市 214国分寺市 215国立市 219狛江市 221清瀬市 224多摩市
		9	人口集中地区人口比率94.9%以上、 第2次産業就業者数比率17.4%以上	281,230	23.5	11	(11埼玉県) 223蕨市 224戸田市 227朝霞市 228志木市 234八潮市 (13東京都) 207昭島市 218福生市 220東大和市 222東久留米市 223武蔵村山市 227羽村市
北陸	中	1	—	171,844	9.6	3	(15新潟県) 202長岡市 222上越市 (16富山県) 202高岡市
	小A	1	人口集中地区人口比率31.4%未満	130,785	10.9	8	(15新潟県) 210十日町市 212村上市 224佐渡市 226南魚沼市 (16富山県) 210南砺市 (17石川県) 202七尾市 206加賀市 (18福井県) 210坂井市
		2	人口集中地区人口比率31.4%以上、 人口増減率-1.4%未満	150,395	12.6	7	(15新潟県) 204三条市 205柏崎市 206新発田市 213燕市 218五泉市 (18福井県) 202敦賀市 209越前市
		3	人口集中地区人口比率31.4%以上、 人口増減率-1.4%以上	116,327	9.7	5	(16富山県) 211射水市 (17石川県) 203小松市 210白山市 212野々市市 (18福井県) 207鯖江市

地方	都市階級	層番号	層化基準	二人以上の世帯の調査対象世帯数	調整係数	対象市町村数	層に含まれる市 ・ 下線はH30標本改正時の調査市
東海	中	1	人口集中地区人口比率65.1%未満	344,752	19.2	6	(21岐阜県) 202大垣市 (22静岡県) 211磐田市 (23愛知県) 211豊田市 213西尾市 (24三重県) <u>204松阪市</u> 207鈴鹿市
		2	人口集中地区人口比率65.1%以上、人口増減率0.6%未満	363,652	20.3	5	(22静岡県) 203沼津市 210富士市 (23愛知県) 201豊橋市 <u>206春日井市</u> 207豊川市
		3	人口集中地区人口比率65.1%以上、人口増減率0.6%以上	347,262	19.4	4	(23愛知県) 202岡崎市 <u>203一宮市</u> 212安城市 (24三重県) 202四日市市
	小A	1	人口集中地区人口比率39.7%未満	312,146	26.1	16	(21岐阜県) <u>205関市</u> 206中津川市 209羽島市 210恵那市 211美濃加茂市 214可児市 (22静岡県) 216瑞穂市 215御殿場市 216袋井市 213掛川市 220裾野市 (23愛知県) 231田原市 232愛西市 (24三重県) 210亀山市 215志摩市 216伊賀市
		2	人口集中地区人口比率39.7%~56.2%未満	348,056	29.1	13	(21岐阜県) 203高山市 204多治見市 212土岐市 (22静岡県) 207富士宮市 208伊東市 209島田市 221湖西市 (23愛知県) <u>208津島市</u> 215犬山市 220稲沢市 (24三重県) 203伊勢市 205桑名市 208名張市
		3	人口集中地区人口比率56.2%~75.3%未満	312,768	26.1	11	(21岐阜県) 213各務原市 (22静岡県) 212焼津市 214藤枝市 (23愛知県) 204瀬戸市 214蒲郡市 216常滑市 <u>217江南市</u> 223大府市 224知多市 230日進市 236みよし市
		4	人口集中地区人口比率75.3%以上	338,277	28.3	13	(22静岡県) 206三島市 209碧南市 210刈谷市 (23愛知県) 205半田市 222東海市 225知立市 219小牧市 229豊明市 233清須市 <u>226尾張旭市</u> 227あま市 238長久手市 234北名古屋市
		1	人口集中地区人口比率92.5%未満	335,109	18.7	4	(27大阪府) 202岸和田市 219和泉市 (28兵庫県) <u>201姫路市</u> 210加古川市
		2	人口集中地区人口比率92.5%~96.1%未満	335,675	18.7	4	(28兵庫県) 203明石市 204西宮市 214宝塚市 217川西市
		3	人口集中地区人口比率96.1%以上、65歳以上世帯数比率36.3%未満	352,531	19.6	4	(27大阪府) 203豊中市 205吹田市 211茨木市 (28兵庫県) <u>207伊丹市</u>
4	人口集中地区人口比率96.1%以上、65歳以上世帯数比率36.3%以上、人口増減率-0.9%未満	372,543	20.8	4	(26京都府) 204宇治市 (27大阪府) 207高槻市 212八尾市 <u>227東大阪市</u>		
5	人口集中地区人口比率96.1%以上、65歳以上世帯数比率36.3%以上、人口増減率-0.9%以上	313,197	17.5	3	(27大阪府) <u>210枚方市</u> 215寝屋川市 (28兵庫県) 202尼崎市		
小A	1	65歳以上世帯数比率33.1%未満	228,813	19.1	10	(25滋賀県) 206草津市 207守山市 208栗東市 (26京都府) 211湖南市 (27大阪府) <u>214木津川市</u> (28兵庫県) 206泉大津市 208貝塚市 219三田市 (29奈良県) 210香芝市 (30和歌山県) 209岩出市	
	2	65歳以上世帯数比率33.1%~36.2%未満	284,198	23.8	11	(25滋賀県) 202彦根市 203長浜市 213東近江市 (26京都府) 211京田辺市 (27大阪府) 213泉佐野市 218大東市 <u>220箕面市</u> 224摂津市 225高石市 226藤井寺市 229四條畷市	
	3	65歳以上世帯数比率36.2%~40.8%未満、第2次産業就業者数比率22.5%未満	222,108	18.6	10	(26京都府) 210八幡市 (27大阪府) 204池田市 231大阪狭山市 232阪南市 (28兵庫県) 206芦屋市 (29奈良県) 204天理市 209生駒市 (30和歌山県) 203橋本市 206田辺市 <u>208紀の川市</u>	
	4	65歳以上世帯数比率36.2%~40.8%未満、第2次産業就業者数比率22.5%~26.5%未満	239,291	20.0	9	(26京都府) 206亀岡市 208向日市 (27大阪府) 209守口市 <u>214富田林市</u> 222羽曳野市 228泉南市 230交野市 (29奈良県) 205橿原市 206桜井市	
	5	65歳以上世帯数比率36.2%~40.8%未満、第2次産業就業者数比率26.5%以上	248,134	20.7	10	(25滋賀県) 204近江八幡市 209甲賀市 (26京都府) 201福知山市 209長岡京市 (27大阪府) 217松原市 221柏原市 223門真市 (28兵庫県) 216高砂市 <u>229たつの市</u> (29奈良県) 202大和高田市	
	6	65歳以上世帯数比率40.8%以上	210,745	17.6	10	(25滋賀県) 212高島市 (26京都府) <u>202舞鶴市</u> 207城陽市 212京丹後市 (27大阪府) 216河内長野市 (28兵庫県) 209豊岡市 215三木市 223丹波市 (29奈良県) 203大和郡山市 (30和歌山県) 202海南市	

地方	都市階級	層番号	層化基準	二人以上の世帯の調査対象世帯数	調整係数	対象市町村数	層に含まれる市 ・下線はH30標本改正時の調査市	
中国	中	1	65歳以上世帯数比率41.1%未満	310,530	17.3	3	(33岡山県) 202倉敷市 (34広島県) 207福山市 212東広島市	
		2	65歳以上世帯数比率41.1%以上	233,122	13.0	4	(32島根県) 203出雲市 (34広島県) 202呉市 (35山口県) 201下関市 202宇部市	
	小A	1	第1次産業就業者数比率3.4%未満	175,654	14.7	7	(33岡山県) 204玉野市 (34広島県) 213廿日市市 (35山口県) 206防府市 207下松市 210光市 215周南市 216山陽小野田市	
		2	第1次産業就業者数比率3.4%~5.6%未満	139,110	11.6	5	(31鳥取県) 202米子市 (33岡山県) 205笠岡市 (34広島県) 204三原市 (35山口県) 208岩国市	208総社市
		3	第1次産業就業者数比率5.6%以上	97,512	8.2	4	(32島根県) 202浜田市 (33岡山県) 203津山市 (34広島県) 205尾道市	209三次市
	四国	中	1	—	46,008	2.6	1	(38愛媛県) 202今治市
小A		1	—	243,752	20.4	11	(36徳島県) 202鳴門市 204阿南市 (37香川県) 202丸亀市 203坂出市 205観音寺市 206さぬき市 208三豊市 (38愛媛県) 203宇和島市 205新居浜市 206西条市 213四国中央市	
九州	中	1	—	198,300	11.1	3	(40福岡県) 203久留米市 (42長崎県) 202佐世保市 (45宮崎県) 202都城市	
	小A	1	人口集中地区人口比率19.5%未満	105,802	8.8	6	(40福岡県) 207柳川市 210八女市 (43熊本県) 213宇城市 215天草市 (44大分県) 211宇佐市 (46鹿児島県) 208出水市	
		2	人口集中地区人口比率19.5%~28.9%未満	103,300	8.6	6	(40福岡県) 228朝倉市 (41佐賀県) 205伊万里市 (43熊本県) 206玉名市 208山鹿市 (46鹿児島県) 204日南市 215薩摩川内市	
		3	人口集中地区人口比率28.9%~38.5%未満	105,711	8.8	4	(41佐賀県) 202唐津市 (44大分県) 203中津市 205佐伯市 (46鹿児島県) 203鹿屋市	
		4	人口集中地区人口比率38.5%~43.3%未満	108,611	9.1	4	(40福岡県) 205飯塚市 213行橋市 (44大分県) 204八代市 (46鹿児島県) 218霧島市	
		5	人口集中地区人口比率43.3%~52.0%未満	126,177	10.5	5	(40福岡県) 204直方市 (42長崎県) 204諫早市 (43熊本県) 202八代市 204荒尾市 (46鹿児島県) 225姪良市	
		6	人口集中地区人口比率52.0%~67.0%未満	143,600	12.0	6	(40福岡県) 220宗像市 230糸島市 (41佐賀県) 203鳥栖市 (43熊本県) 216合志市 (45宮崎県) 203延岡市	
		7	人口集中地区人口比率67.0%~87.8%未満	137,188	11.5	6	(40福岡県) 202大牟田市 216小郡市 217筑紫野市 223古賀市 224福津市 (42長崎県) 205大村市	
		8	人口集中地区人口比率87.8%以上	112,276	9.4	4	(40福岡県) 218春日市 219大野城市 221太宰府市 (44大分県) 202別府市	
沖縄	小A	1	第1次産業就業者数比率1.2%未満	55,919	4.7	2	(47沖縄県) 205宜野湾市 208浦添市	
		2	第1次産業就業者数比率1.2%~6.3%未満	84,278	7.0	3	(47沖縄県) 211沖縄市 212豊見城市 213うるま市	
		3	第1次産業就業者数比率6.3%~18.2%未満	30,735	5.1	2	(47沖縄県) 209名護市 210糸満市	
		4	第1次産業就業者数比率18.2%以上	14,463	2.4	1	(47沖縄県) 214宮古島市	

地方	層番号	層化基準	二人以上の世帯の調査対象世帯数	調整係数	対象市町村数	層に含まれる市町村 ・ 下線はH30標本改正時の調査市町村
北海道	1	東部及び南部の海沿い	107,064	17.9	33	(01北海道) 211網走市 223根室市 543美幌町 545斜里町 546清里町 547小清水町 552佐呂間町 555遠軽町 559湧別町 564大空町 601日高町 602平取町 604新冠町 607浦河町 608様似町 609えりも町 610新ひだか町 638中札内村 639更別村 641大樹町 642広尾町 643幕別町 645豊頃町 649浦幌町 661釧路町 662厚岸町 663浜中町 664標茶町 668白糠町 691別海町 692中標津町 693標津町 694羅臼町
	2	中央部	98,329	16.4	35	(01北海道) 209夕張市 215美瑛市 216芦別市 218赤平市 220士別市 222三笠市 225滝川市 226砂川市 227歌志内市 228深川市 229富良野市 303当別町 304新篠津村 423南幌町 424奈井江町 425上砂川町 427由仁町 428長沼町 429栗山町 430月形町 431浦臼町 432新十津川町 433妹背牛町 434秩父別町 436雨竜町 437北竜町 438沼田町 452鷹栖町 453東神楽町 455比布町 459美瑛町 460上富良野町 461中富良野町 464和寒町 465剣淵町
	3	南西部	117,645	19.7	45	(01北海道) 230登別市 233伊達市 236北斗市 331松前町 332福島町 333知内町 334木古内町 337七飯町 343鹿部町 345森町 346八雲町 347長万部町 361江差町 362上ノ国町 363厚沢部町 364乙部町 367奥尻町 370今金町 371せたな町 391島牧村 392寿都町 393黒松内町 394蘭越町 395二セコ町 396真狩村 397留寿都村 398喜茂別町 399京極町 400俱知安町 401共和町 402岩内町 403泊村 404神恵内村 405積丹町 406古平町 407仁木町 408余市町 409赤井川村 571豊浦町 575壮瞥町 578白老町 581厚真町 584洞爺湖町 585安平町 586むかわ町
	4	北部及び山地部	103,317	17.3	51	(01北海道) 212留萌市 214稚内市 219紋別市 221名寄市 454当麻町 456愛別町 457上川町 458東川町 462南富良野町 463占冠村 468下川町 469美深町 470音威子府村 471中川町 472幌加内町 481増毛町 482小平町 483苫前町 484羽幌町 485初山別村 486遠別町 487天塩町 511猿払村 512浜頓別町 513中頓別町 514枝幸町 516豊富町 517礼文町 518利尻町 519利尻富士町 520幌延町 544津別町 549訓子府町 550置戸町 560滝上町 561興部町 562西興部村 563雄武町 631音更町 632土幌町 633上土幌町 634鹿追町 635新得町 636清水町 637芽室町 644池田町 646本別町 647足寄町 648陸別町 665弟子屈町 667鶴居村
東北	1	中部及び南部太平洋側	127,648	21.3	25	(03岩手県) 203大船渡市 210陸前高田市 211釜石市 461大槌町 482山田町 (04宮城県) 208角田市 211岩沼市 214東松島市 323柴田町 341丸森町 361亘理町 362山元町 401松島町 404七ヶ浜町 406利府町 581女川町 606南三陸町 (07福島県) 209相馬市 541広野町 542檜葉町 543富岡町 545大熊町 546双葉町 547浪江町 561新地町
	2	北部太平洋側及び日本海側	149,260	25.0	44	(02青森県) 207三沢市 209つがる市 301平内町 303今別町 304蓬田村 307外ヶ浜町 321鱒ヶ沢町 323深浦町 343西目屋村 381板柳町 384鶴田町 387中泊町 401野辺地町 402七戸町 405六戸町 406横浜町 408東北町 411六ヶ所村 412おいらせ町 423大間町 424東通村 425風間浦村 426佐井村 442五戸町 445南部町 446階上町 (03岩手県) 207久慈市 483岩泉町 484田野畑村 485普代村 501軽米町 503野田村 506九戸村 507洋野町 (05秋田県) 206男鹿市 211湯上市 214にかほ市 346藤里町 348三種町 349八峰町 363八郎潟町 366井川町 (06山形県) 461遊佐町
	3	東部内陸地域及び山地部	119,609	20.0	29	(02青森県) 441三戸町 443田子町 450新郷村 (03岩手県) 208遠野市 213二戸市 214八幡平市 301栗石町 302葛巻町 303岩手町 321紫波町 322矢巾町 366西和賀町 381金ヶ崎町 402平泉町 441住田町 524一戸町 (04宮城県) 206白石市 301蔵王町 302七ヶ宿町 321大河原町 322村田町 324川崎町 421大和町 422大郷町 424大衡村 444色麻町 445加美町 501涌谷町 505美里町

地方	層番号	層化基準	二人以上の世帯の調査対象世帯数	調整係数	対象市町村数	層に含まれる市町村 ・ 下線はH30標本改正時の調査市町村
東北	4	西部内陸地域及び山地部	155,641	26.0	35	(02青森県) 204黒石市 210平川市 361藤崎町 362大鰐町 367田舎館村 (05秋田県) 207湯沢市 209鹿角市 213北秋田市 215仙北市 303小坂町 327上小阿仁村 361五城目町 434美郷町 463羽後町 464東成瀬村 (06山形県) 205新庄市 206寒河江市 208村山市 211東根市 212尾花沢市 301山辺町 302中山町 321河北町 322西川町 324大江町 341大石田町 361金山町 362最上町 363舟形町 364真室川町 365大蔵村 366鮭川村 367戸沢村 426三川町 428庄内町
	5	南部内陸地域及び山地部	156,684	26.2	51	(06山形県) 207上山市 209長井市 213南陽市 323朝日町 381高畠町 382川西町 401小国町 402白鷹町 403飯豊町 (07福島県) 208喜多方市 211田村市 214本宮市 301桑折町 303国見町 308川俣町 322大玉村 342鏡石町 344天栄村 362下郷町 364檜枝岐村 367只見町 368南会津町 402北塩原村 405西会津町 407磐梯町 408猪苗代町 421会津坂下町 422湯川村 423柳津町 444三島町 445金山町 446昭和村 447会津美里町 461西郷村 464泉崎村 465中島村 466矢吹町 481棚倉町 482矢祭町 483塙町 484鮫川村 501石川町 502玉川村 503平田村 504浅川町 505古殿町 521三春町 522小野町 544川内村 564飯館村
関東	1	北部太平洋側	188,490	31.5	25	(08茨城県) 214高萩市 215北茨城市 223潮来市 225常陸大宮市 229稲敷市 233行方市 234銚田市 302茨城町 309大洗町 310城里町 341東海村 364大子町 442美浦村 443阿見町 447河内町 564利根町 (12千葉県) 233富里市 235匝瑳市 322酒々井町 329栄町 342神崎町 347多古町 349東庄町 409芝山町 410横芝光町
	2	北部山地部	189,506	31.7	40	(09栃木県) 211矢板市 214さくら市 215那須烏山市 384塩谷町 386高根沢町 407那須町 411那珂川町 (10群馬県) 206沼田市 210富岡市 344榛東村 345吉岡町 366上野村 367神流町 382下仁田町 383南牧村 384甘楽町 421中之条町 424長野原町 425嬭恋村 426草津町 428高山村 429東吾妻町 443片品村 444川場村 448昭和村 449みなかみ町 464玉村町 (11埼玉県) 341滑川町 342嵐山町 343小川町 349ときがわ町 361横瀬町 362皆野町 363長瀬町 365小鹿野町 369東秩父村 381美里町 383神川町 385上里町 408寄居町
	3	中央部	190,089	31.8	24	(08茨城県) 210下妻市 230かすみがうら市 231桜川市 235つくばみらい市 521八千代町 542五霞町 546境町 (09栃木県) 301上三川町 342益子町 343茂木町 344市貝町 345芳賀町 361壬生町 364野木町 (10群馬県) 521板倉町 522明和町 523千代田町 524大泉町 525邑楽町 (11埼玉県) 301伊奈町 324三芳町 442宮代町 464杉戸町 465松伏町
	4	南部太平洋側及び島しょ	183,675	30.7	35	(12千葉県) 205館山市 218勝浦市 223鴨川市 226富津市 234南房総市 238いすみ市 239大網白里市 403九十九里町 421一宮町 422睦沢町 423長生村 424白子町 426長柄町 427長南町 441大多喜町 443御宿町 463鋸南町 (13東京都) 361大島町 362利島村 363新島村 364神津島村 381三宅村 382御蔵島村 401八丈町 402青ヶ島村 421小笠原村 (14神奈川県) 210三浦市 301葉山町 321寒川町 341大磯町 342二宮町 361中井町 362大井町 383真鶴町 384湯河原町
	5	西部及び東部内陸地域	189,465	31.7	38	(11埼玉県) 326毛呂山町 327越生町 348鳩山町 346川島町 347吉見町 307檜原村 (13東京都) 303瑞穂町 305日の出町 308奥多摩町 (14神奈川県) 217南足柄市 363松田町 364山北町 366開成町 382箱根町 401愛川町 402清川村 (19山梨県) 202富士吉田市 204都留市 205山梨市 206大月市 207韭崎市 212上野原市 213甲州市 214中央市 346市川三郷町 364早川町 365身延町 366南部町 368富士川町 384昭和町 422道志村 423西桂町 424忍野村 425山中湖村 429鳴沢村 430富士河口湖町 442小菅村 443丹波山村

地方	層番号	層化基準	二人以上の世帯の調査対象世帯数	調整係数	対象市町村数	層に含まれる市町村 ・ 下線はH30標本改正時の調査市町村
関東	6	内陸地域	185,760	31.1	65	(19山梨県) 209北杜市 (20長野県) 208小諸市 210駒ヶ根市 211中野市 212大町市 213飯山市 219東御市 303小海町 304川上村 305南牧村 306南相木村 307北相木村 309佐久穂町 321軽井沢町 323御代田町 324立科町 349青木村 350長和町 361下諏訪町 362富士見町 363原村 382辰野町 383箕輪町 384飯島町 385南箕輪村 386中川村 388宮田村 402松川町 403高森町 404阿南町 407阿智村 409平谷村 410根羽村 411下條村 412売木村 413天龍村 414泰阜村 415喬木村 416豊丘村 417大鹿村 422上松町 423南木曾町 425木祖村 429王滝村 430大桑村 432木曾町 446麻績村 448生坂村 450山形村 451朝日村 452筑北村 481池田町 482松川村 485白馬村 486小谷村 521坂城町 541小布施町 543高山村 561山ノ内町 562木島平村 563野沢温泉村 583信濃町 588小川村 590飯綱町 602栄村
北陸	1	北部日本海側	92,711	15.5	16	(15新潟県) 209加茂市 211見附市 216糸魚川市 227胎内市 307聖籠町 342弥彦村 361田上町 405出雲崎町 504刈羽村 586粟島浦村 (16富山県) 204魚津市 206滑川市 207黒部市 321舟橋村 342入善町 343朝日町
	2	南部日本海及び能登半島	129,194	21.6	22	(16富山県) 205永見市 (17石川県) 204輪島市 205珠洲市 207羽咋市 209かほく市 211能美市 324川北町 361津幡町 365内灘町 384志賀町 386宝達志水町 407中能登町 461穴水町 463能登町 (18福井県) 204小浜市 208あわら市 404南越前町 423越前町 442美浜町 481高浜町 483おおい町 501若狭町
	3	山地部	102,302	17.1	16	(15新潟県) 208小千谷市 217妙高市 223阿賀野市 225魚沼市 385阿賀町 461湯沢町 482津南町 581関川村 (16富山県) 208砺波市 209小矢部市 322上市町 323立山町 (18福井県) 205大野市 206勝山市 322永平寺町 382池田町
東海	1	東部太平洋側	135,310	22.6	19	(22静岡県) 205熱海市 219下田市 222伊豆市 223御前崎市 224菊川市 225伊豆の国市 226牧之原市 301東伊豆町 302河津町 304南伊豆町 305松崎町 306西伊豆町 325函南町 341清水町 342長泉町 344小山町 424吉田町 429川根本町 461森町
	2	南部太平洋側及び伊勢湾・三河湾周辺	136,244	22.8	21	(23愛知県) 227高浜市 235弥富市 425蟹江町 427飛島村 441阿久比町 442東浦町 445南知多町 446美浜町 447武豊町 501幸田町 (24三重県) 209尾鷲市 211鳥羽市 212熊野市 303木曾岬町 343朝日町 344川越町 442明和町 472南伊勢町 543紀北町 561御浜町 562紀宝町
	3	中央部	134,885	22.5	23	(21岐阜県) 208瑞浪市 221海津市 302岐南町 303笠松町 341養老町 382輪之内町 383安八町 421北方町 501坂祝町 502富加町 503川辺町 504七宗町 521御嵩町 (23愛知県) 221新城市 228岩倉市 302東郷町 342豊山町 361大口町 362扶桑町 424大治町 561設楽町 562東栄町 563豊根村
	4	第1、2、3層に分類されない主に山地部	134,504	22.5	24	(21岐阜県) 207美濃市 215山県市 217飛騨市 218本巣市 219郡上市 220下呂市 361垂井町 362関ヶ原町 381神戸町 401揖斐川町 403大野町 404池田町 505八百津町 506白川町 507東白川村 604白川村 (24三重県) 214いなべ市 324東員町 341菟野町 441多気町 443大台町 461玉城町 470度会町 471大紀町
近畿	1	滋賀県、京都府、兵庫県及び奈良県で65歳以上世帯数比率40.5%未満	147,742	24.7	19	(25滋賀県) 210野洲市 214米原市 383日野町 384竜王町 425愛荘町 441豊郷町 (26京都府) 303大山崎町 344宇治田原町 366精華町 (28兵庫県) 218小野市 228加東市 301猪名川町 382播磨町 443福崎町 464太子町 (29奈良県) 211葛城市 425王寺町 426広陵町 442大淀町
	2	滋賀県、京都府、兵庫県及び奈良県で65歳以上世帯数比率40.5%~44.1%未満	138,339	23.1	18	(25滋賀県) 442甲良町 (26京都府) 322久御山町 343井手町 (28兵庫県) 205洲本市 212赤穂市 213西脇市 220加西市 221篠山市 225朝来市 227宍粟市 365多可町 381稲美町 (29奈良県) 343三郷町 344斑鳩町 345安堵町 361川西町 363田原本町 424上牧町

地方	層番号	層化基準	二人以上の世帯の調査対象世帯数	調整係数	対象市町村数	層に含まれる市町村 ・下線はH30標本改正時の調査市町村
近畿	3	滋賀県、京都府、兵庫県及び奈良県で65歳以上世帯数比率44.1%以上	154,751	25.9	41	(25滋賀県) 443多賀町 (26京都府) 203綾部市 205宮津市 213南丹市 364笠置町 365和束町 367南山城村 407京丹波町 463伊根町 465与謝野町 (28兵庫県) 208相生市 222養父市 224南あわじ市 226淡路市 442市川町 446神河町 481上郡町 501佐用町 585香美町 586新温泉町 (29奈良県) 207五條市 208御所市 212宇陀市 322山添村 342平群町 362三宅町 385皆爾村 386御杖村 401高取町 402明日香村 <u>427河合町</u> 441吉野町 443下市町 444黒滝村 446天川村 447野迫川村 449十津川村 450下北山村 451上北山村 452川上村 453東吉野村
	4	大阪府及び和歌山県	136,217	22.8	34	(27大阪府) 301島本町 321豊能町 322能勢町 341忠岡町 361熊取町 362田尻町 366岬町 381太子町 382河南町 383千早赤阪村 (30和歌山県) 204有田市 205御坊市 <u>207新宮市</u> 304紀美野町 341かつらぎ町 343九度山町 344高野町 361湯浅町 362広川町 366有田川町 381美浜町 382日高町 383由良町 390印南町 391みなべ町 392日高川町 401白浜町 404上富田町 406すさみ町 421那智勝浦町 422太地町 424古座川町 427北山村 428串本町
中国	1	西部瀬戸内海側	91,309	15.3	16	(34広島県) 203竹原市 211大竹市 215江田島市 302府中町 304海田町 307熊野町 <u>309坂町</u> 368安芸太田町 369北広島町 431大崎上島町 (35山口県) 212柳井市 305周防大島町 321和木町 341上関町 343田布施町 344平生町
	2	東部瀬戸内海側	94,600	15.8	13	(33岡山県) 207井原市 209高梁市 211備前市 212瀬戸内市 213赤磐市 216浅口市 423早島町 445里庄町 461矢掛町 681吉備中央町 (34広島県) 208府中市 462世羅町 545神石高原町
	3	東部日本海側及び東部山地部	107,706	18.0	28	(31鳥取県) 203倉吉市 204境港市 302岩美町 325若桜町 328智頭町 329八頭町 364三朝町 370湯梨浜町 371琴浦町 372北栄町 384日吉津村 386大山町 389南部町 390伯耆町 401日南町 402日野町 (33岡山県) 210新見市 214真庭市 215美作市 346和気町 586新庄村 606鏡野町 622勝央町 623奈義町 643西粟倉村 663久米南町 666美咲町
	4	西部日本海側及び西部山地部	120,638	20.2	22	(32島根県) 204益田市 205大田市 206安来市 207江津市 209雲南市 343奥出雲町 386飯南町 441川本町 448美郷町 449邑南町 501津和野町 505吉賀町 525海士町 526西ノ島町 527知夫村 528隠岐の島町 (34広島県) 210庄原市 214安芸高田市 (35山口県) 204萩市 211長門市 213美祢市 502阿武町
四国	1	瀬戸内海側	124,699	20.8	19	(37香川県) 204善通寺市 207東かがわ市 322土庄町 324小豆島町 341三木町 364直島町 386宇多津町 387綾川町 403琴平町 404多度津町 406まんのう町 (38愛媛県) 204八幡浜市 207大洲市 210伊予市 <u>214西予市</u> 356上島町 401松前町 422内子町 442伊方町 442伊方町
	2	太平洋側	121,104	20.2	30	(36徳島県) 203小松島市 383牟岐町 387美波町 388海陽町 401松茂町 402北島町 (38愛媛県) 506愛南町 (39高知県) 202室戸市 203安芸市 204南国市 205土佐市 206須崎市 208宿毛市 209土佐清水市 210四万十市 211香南市 301東洋町 302奈半利町 303田野町 304安田町 305北川村 306馬路村 307芸西村 401中土佐町 402佐川町 410日高村 412四万十町 424大月町 427三原村 428黒潮町
	3	山地部	120,282	20.1	30	(36徳島県) 205吉野川市 206阿波市 <u>207美馬市</u> 208三好市 301勝浦町 302上勝町 321佐那河内村 341石井町 342神山町 368那賀町 403藍住町 404板野町 405上板町 468つるぎ町 489東みよし町 (38愛媛県) 215東温市 386久万高原町 402砥部町 484松野町 488鬼北町 (39高知県) 212香美市 341本山町 344大豊町 363土佐町 364大川村 386いの町 387仁淀川町 403越知町 405橋原町 411津野町
九州	1	北部	158,906	26.6	21	(40福岡県) 215中間市 226宮若市 305那珂川町 341宇美町 342篠栗町 343志免町 344須恵町 345新宮町 348久山町 349粕屋町 381芦屋町 382水巻町 383岡垣町 384遠賀町 401小竹町 402鞍手町 (41佐賀県) 210神埼市 327吉野ヶ里町 341基山町 345上峰町 346みやき町

地方	層番号	層化基準	二人以上の世帯の調査対象世帯数	調整係数	対象市町村数	層に含まれる市町村 ・ 下線はH30標本改正時の調査市町村
九州	2	北西部日本海側及び有明海周辺	166,906	27.9	26	(41佐賀県) 204多久市 206武雄市 207鹿島市 208小城市 209嬉野市 387玄海町 401有田町 423大町町 424江北町 425白石町 441太良町 (42長崎県) 207平戸市 208松浦市 209対馬市 210杵崎市 211五島市 212西海市 213雲仙市 307長与町 308時津町 321東彼杵町 322川棚町 323波佐見町 383小値賀町 391佐々町 411新上五島町
	3	中部地域	168,922	28.2	24	(40福岡県) 211筑後市 212大川市 225うきは市 229みやま市 447筑前町 503大川町 522大木町 544広川町 (42長崎県) 203島原市 214南島原市 (43熊本県) 203人吉市 210菊池市 211宇土市 212上天草市 364玉東町 367南関町 368長洲町 369和水町 403大津町 404菊陽町 468氷川町 482芦北町 513球磨村 531荅北町
	4	北東部(福岡県東部及び大分県全域)	161,615	27.0	29	(40福岡県) 206田川市 214豊前市 227嘉麻市 421桂川町 448東峰村 601香春町 602添田町 604糸田町 605川崎町 608大任町 609赤村 610福智町 621苅田町 625みやこ町 642吉富町 646上毛町 647築上町 (44大分県) 206臼杵市 207津久見市 208竹田市 209豊後高田市 210杵築市 212豊後大野市 213由布市 214国東市 322姫島村 341日出町 461九重町 462玖珠町
	5	東部太平洋側及び山地部	159,788	26.7	45	(43熊本県) 214阿蘇市 348美里町 423南小国町 424小国町 425産山村 428高森町 432西原村 433南阿蘇村 441御船町 442嘉島町 443益城町 444甲佐町 447山都町 501錦町 505多良木町 506湯前町 507水上村 510相良村 511五木村 512山江村 514あさぎり町 (45宮崎県) 205小林市 207串間市 208西都市 209えびの市 341三股町 361高原町 382国富町 383綾町 401高鍋町 402新富町 403西米良村 404木城町 405川南町 406都農町 421門川町 429諸塚村 430椎葉村 431美郷町 441高千穂町 442日之影町 443五ヶ瀬町 (46鹿児島県) 224伊佐市 392さつま町 452湧水町
	6	南部(鹿児島県北東部を除く)	162,703	27.2	36	(43熊本県) 205水俣市 484津奈木町 (46鹿児島県) 204枕崎市 206阿久根市 210指宿市 213西之表市 214垂水市 216日置市 217曾於市 219いちき串木野市 220南さつま市 221志布志市 222奄美市 223南九州市 303三島村 304十島村 404長島町 468大崎町 482東串良町 490錦江町 491南大隅町 492肝付町 501中種子町 502南種子町 505屋久島町 523大和村 524宇検村 525瀬戸内町 527龍郷町 529喜界町 530徳之島町 531天城町 532伊仙町 533和泊町 534知名町 535与論町
	沖縄	1	北部及び中部	38,803	6.5	12
2		南部	51,827	8.7	7	(47沖縄県) 215南城市 327北中城村 328中城村 329西原町 348与那原町 350南風原町 362八重瀬町
3		島しょ	18,470	3.1	13	(47沖縄県) 207石垣市 353渡嘉敷村 354座間味村 355粟国村 356渡名喜村 357南大東村 358北大東村 359伊平屋村 360伊是名村 361久米島町 375多良間村 381竹富町 382与那国町

別表2 調査市町村別調査世帯数及び調整係数（二人以上の世帯）

都道府 県名	市町村 番号	調査市 市町村	都市 階級注)	調 査 世帯数	調 整 係数	都道府 県名	市町村 番号	調査市 市町村	都市 階級注)	調 査 世帯数	調 整 係数	
北 海 道	01100	札幌市	大	96	11.4	千 葉 県	12100	千葉市	大	96	5.8	
	01202	函館市	中	36	7.0		12206	木更津市	小A	24	27.7	
	01204	旭川市	中	36	10.9		12210	茂原市	小A	24	27.1	
	01205	室蘭市	小A	24	7.1		12212	佐倉市	中	36	16.5	
	01208	北見市	小A	24	7.3		12227	浦安市	中	36	18.7	
	01211	網走市	B・町	12	17.9		東 京 都	13100	特別区部	大	408	11.6
	01212	留萌市	B・町	12	17.3			13201	八王子市	中	36	17.7
	01224	千歳市	小A	24	5.4			13202	立川市	中	36	15.7
	01228	深川市	B・町	12	16.4			13206	府中市	中	36	17.0
	01337	七飯町	B・町	12	19.7		13219	狛江市	小A	24	22.6	
青 森 県	02201	青森市	中	96	1.7	神奈川 県	14100	横浜市	大	144	14.6	
	02203	八戸市	中	36	6.2		14130	川崎市	大	96	8.3	
岩 手 県	03201	盛岡市	中	96	1.7	14150	相模原市	大	96	4.2		
	03207	久慈市	B・町	12	25.0	14201	横須賀市	中	36	19.8		
	03209	一関市	小A	24	14.6	14210	三浦市	B・町	12	30.7		
宮 城 県	04100	仙台市	大	96	5.9	14214	伊勢原市	小A	24	22.4		
	04202	石巻市	小A	24	15.6	14216	座間市	小A	24	25.9		
	04323	柴田町	B・町	12	21.3	新 潟 県	15100	新潟市	大	96	4.5	
	04445	加美町	B・町	12	20.0		15202	長岡市	中	36	9.6	
秋 田 県	05201	秋田市	中	96	1.8	15225	魚沼市	B・町	12	17.1		
	05204	大館市	小A	24	16.4	富 山 県	16201	富山市	中	96	2.4	
山 形 県	06201	山形市	中	96	1.4		16206	滑川市	B・町	12	15.5	
	06203	鶴岡市	小A	24	12.9	16211	射水市	小A	24	9.7		
	06206	寒河江市	B・町	12	26.0	石 川 県	17201	金沢市	中	96	2.6	
福 島 県	07201	福島市	中	96	1.7		17202	七尾市	小A	24	10.9	
	07203	郡山市	中	36	10.3	17204	輪島市	B・町	12	21.6		
	07483	塙町	B・町	12	26.2	福 井 県	18201	福井市	中	96	1.4	
茨 城 県	08201	水戸市	中	96	1.6		18202	敦賀市	小A	24	12.6	
	08202	日立市	中	36	19.6	山 梨 県	19201	甲府市	中	96	1.1	
	08225	常陸大宮市	B・町	12	31.5		19430	富士河口湖町	B・町	12	31.7	
栃 木 県	09201	宇都宮市	中	96	3.0	長 野 県	20201	長野市	中	96	2.2	
	09208	小山市	中	36	14.0		20202	松本市	中	36	12.6	
	09301	上三川町	B・町	12	31.8		20217	佐久市	小A	24	25.5	
群 馬 県	10201	前橋市	中	96	2.0	20541	小布施町	B・町	12	31.1		
	10211	安中市	小A	24	25.7	岐 阜 県	21201	岐阜市	中	96	2.3	
	10345	吉岡町	B・町	12	31.7		21205	関市	小A	24	26.1	
埼 玉 県	11100	さいたま市	大	96	7.4	21221	海津市	B・町	12	22.5		
	11202	熊谷市	中	36	14.8	21361	垂井町	B・町	12	22.5		
	11203	川口市	中	36	19.3	静 岡 県	22100	静岡市	大	96	4.1	
	11208	所沢市	中	36	19.3		22130	浜松市	大	96	4.5	
	11211	本庄市	小A	24	25.5		22225	伊豆の国市	B・町	12	22.6	
11227	朝霞市	小A	24	23.5								

都道府 県名	市町村 番号	調査市 市町村	都市 階級 ^{注)}	調 査 世帯数	調整 係数	都道府 県名	市町村 番号	調査市 市町村	都市 階級 ^{注)}	調 査 世帯数	調整 係数	
愛 知 県	23100	名古屋市	大	108	11.3	山 口 県	35202	宇部市	中	36	13.0	
	23203	一宮市	中	36	19.4		35203	山口市	中	96	1.1	
	23206	春日井市	中	36	20.3		35216	山陽小野田市	小A	24	14.7	
	23208	津島市	小A	24	29.1		徳 島 県	36201	徳島市	中	96	1.4
	23217	江南市	小A	24	26.1			36207	美馬市	B・町	12	20.1
	23226	尾張旭市	小A	24	28.3		香 川 県	37201	高松市	中	96	2.4
	23227	高浜市	B・町	12	22.8			37202	丸亀市	小A	24	20.4
三 重 県	24201	津市	中	96	1.6	愛 媛 県	38201	松山市	中	96	2.9	
	24204	松阪市	中	36	19.2		38202	今治市	中	36	2.6	
滋 賀 県	25201	大津市	中	96	2.0	38214	西予市	B・町	12	20.8		
	25383	日野町	B・町	12	24.7	高 知 県	39201	高知市	中	96	1.9	
京 都 府	26100	京都市	大	96	8.1		39208	宿毛市	B・町	12	20.2	
	26202	舞鶴市	小A	24	17.6	福 岡 県	40100	北九州市	大	96	5.6	
	26214	木津川市	小A	24	19.1		40130	福岡市	大	96	8.0	
大 阪 府	27100	大阪市	大	132	10.6		40207	柳川市	小A	24	8.8	
	27140	堺市	大	96	5.0	40216	小郡市	小A	24	11.5		
	27210	枚方市	中	36	17.5	40219	大野城市	小A	24	9.4		
	27214	富田林市	小A	24	20.0	40349	粕屋町	B・町	12	26.6		
	27220	箕面市	小A	24	23.8	佐 賀 県	41201	佐賀市	中	96	1.3	
	27227	東大阪市	中	36	20.8		41202	唐津市	小A	24	8.8	
	兵 庫 県	28100	神戸市	大	96	8.9	長 崎 県	42201	長崎市	中	96	2.5
28201		姫路市	中	36	18.7	42202		佐世保市	中	36	11.1	
28204		西宮市	中	36	18.7	42308		時津町	B・町	12	27.9	
28205		洲本市	B・町	12	23.1	熊 本 県	43100	熊本市	大	96	4.2	
28207		伊丹市	中	36	19.6		43202	八代市	小A	24	10.5	
28229		たつの市	小A	24	20.7	43368	長洲町	B・町	12	28.2		
奈 良 県		29201	奈良市	中	96	2.2	大 分 県	44201	大分市	中	96	2.8
	29427	河合町	B・町	12	25.9	44204		日田市	小A	24	9.1	
和 歌 山 県	30201	和歌山市	中	96	2.2	44206		白杵市	B・町	12	27.0	
	30207	新宮市	B・町	12	22.8	宮 崎 県	45201	宮崎市	中	96	2.3	
	30208	紀の川市	小A	24	18.6		45203	延岡市	小A	24	12.0	
鳥 取 県	31201	鳥取市	中	96	1.1	45404	木城町	B・町	12	26.7		
	31204	境港市	B・町	12	18.0	鹿 児 島 県	46201	鹿児島市	中	96	3.4	
島 根 県	32201	松江市	中	96	1.1		46215	薩摩川内市	小A	24	8.6	
	32207	江津市	B・町	12	20.2	46221	志布志市	B・町	12	27.2		
岡 山 県	33100	岡山市	大	96	4.0	沖 縄 県	47201	那覇市	中	168	1.0	
	33203	津山市	小A	24	8.2		47205	宜野湾市	小A	24	4.7	
	33209	高梁市	B・町	12	15.8		47207	石垣市	B・町	12	3.1	
広 島 県	34100	広島市	大	96	6.9		47209	名護市	小A	12	5.1	
	34204	三原市	小A	24	11.6		47211	沖縄市	小A	24	7.0	
	34207	福山市	中	36	17.3	47214	宮古島市	小A	12	2.4		
	34309	坂町	B・町	12	15.3	47324	読谷村	B・町	12	6.5		
						47350	南風原町	B・町	12	8.7		

注)結果表章上の都市階級：大……大都市（政令指定都市） 中……中都市（大都市を除く人口15万以上の市）
小A……小都市A（人口5万以上15万未満の市） B・町……小都市B・町村（人口5万未満の市・町村）

別表3 単位区分、地方・都市階級別調査世帯数及び調整係数（単身世帯）

単位区分	地方	都市階級 ^{注)}	調査対象世帯数	調査世帯数	調整係数	
一般単位区	北海道・東北	大都市	516,508	16	64.8	
		中都市（県庁市）	178,278	40	8.9	
		中都市（県庁市以外）	310,600	12	51.9	
		小都市・町村	769,799	23	67.1	
	関東	大都市	3,365,519	78	86.6	
		中都市（県庁市）	204,528	40	10.3	
		中都市（県庁市以外）	1,654,509	36	92.2	
		小都市・町村	1,406,923	24	117.6	
	北陸・東海	大都市	632,089	33	38.4	
		中都市（県庁市）	206,635	40	10.4	
		中都市（県庁市以外）	433,459	12	72.5	
		小都市・町村	820,908	21	78.4	
	近畿	大都市	1,205,255	35	69.1	
		中都市（県庁市）	119,047	24	10.0	
		中都市（県庁市以外）	711,281	15	95.1	
		小都市・町村	684,301	16	85.8	
	中国・四国	大都市	265,656	16	33.3	
		中都市（県庁市）	279,861	56	10.0	
		中都市（県庁市以外）	236,590	9	52.7	
		小都市・町村	556,510	15	74.4	
	九州	大都市	563,593	24	47.1	
		中都市（県庁市）	285,277	40	14.3	
		中都市（県庁市以外）	85,198	3	57.0	
		小都市・町村	736,841	22	67.2	
	沖縄	中都市（県庁市）	46,396	14	6.6	
		小都市・町村	118,450	9	26.4	
		小計		16,394,011	673	-
	寮・寄宿舎 単位区	北海道・東北		19,346	12	3.2
関東			99,977	30	6.7	
北陸・東海			67,796	6	22.7	
近畿			32,887	12	5.5	
中国・四国			23,334	6	7.8	
九州・沖縄			19,809	6	6.6	
小計			263,149	72	-	
合計			16,657,160	745	-	

注) 調整係数算出のための都市階級区分

大都市……政令指定都市

中都市（県庁市）……大都市を除く人口15万以上の市のうちの県庁所在市

中都市（県庁市以外）……大都市を除く人口15万以上の市のうちの県庁所在市でない市

小都市・町村……人口15万未満の市及び町村